

# 令和7年度第1回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会 次第

日 時 令和7年6月20日（金）  
午後3時から  
場 所 鹿嶋市役所3階会議室301

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 議 事

（1）昨年度の市内公共交通運行実績について（資料1）

（2）鹿嶋市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和7年度及び令和8年度）  
について（資料2）

令和7年度 計画期間：令和7年 6月から令和7年9月まで  
令和8年度 計画期間：令和7年10月から令和8年9月まで

（3）バスお試し乗車券計画案について（資料3）

（4）鹿嶋市コミュニティバスにおけるダイヤ改正について（資料4）

（5）鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則の一部改正について（報告）  
(資料5)

（6）その他

6 閉 会

# 1 昨年度の市内公共交通運行実績について

## 鹿嶋市の公共交通の現況

### (1) 鹿嶋市の公共交通ネットワーク

- 鉄道は、JR 鹿島線（佐原 ⇄ 鹿島サッカースタジアム）と鹿島臨海鉄道大洗鹿島線（鹿島サッカースタジアム ⇄ 水戸）が南北方向に走り、鹿島神宮駅で両路線が接続。
- 高速バスは、本市と東京駅を結ぶ路線として、土日祝は 144 便（平日は 126 便）、ピーク時には 10 分間隔で運行。
- 路線バスは、鹿島神宮駅と銚子駅を結ぶ関東鉄道の 2 路線（平日 23 便、土日祝 15 便）が運行。
- 鹿嶋コミュニティバスは、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線と並行して市域を南北に走り市街地を通過する「中央線」と、北浦並びに鹿島灘沿いを周回する「湖岸海岸線」の 2 路線（計 9 往復）が運行。
- 広域バスは、本市と潮来市、行方市を結ぶ「神宮・あやめ・白帆ライン」が 8 往復運行。  
また、鹿島神宮駅と小見川駅を結ぶ「神栖市コミュニティバス」が 3 往復運行。
- デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地を解消する移動手段として、平日 1 日 15 便を運行。  
(1 便あたり 3 台のタクシーで運行)

### (2) 公共交通施策事業内容

市内の公共交通体系を確立するため、令和 6 年度は、  
以下 2 事業を実施。

#### ① 鹿嶋コミュニティバス

運賃は、全路線全区間一律で 1 乗車につき、300 円（こども等 150 円）としており、運行経費から運賃・広告収入等を差し引いた金額の 80%（上限 20 百万円）をバス運行事業者へ補助している。

#### ② デマンド型乗合いタクシー

完全予約制の乗合いタクシーとして、利用者の自宅と登録された目的施設の間を送迎し、運賃は、市内を鹿島地区、大野地区の区分で、地区内は 500 円、地区間は 1,000 円（未就学児、障がい者等は半額）。

利用者や目的施設の新規登録にあたっては、利用者は 1,000 円、目的施設管理者は 10,000 円を

#### ○本市の公共交通ネットワーク図



登録料として市へ納入している。

運行は、市内事業者へ、次の業務を一括して委託し、市の単独事業として実施している。

- ・タクシー借上げ業務
- ・運賃の徴収及び市への納入業務
- ・予約受付センターの運営業務
- ・利用者、目的施設のシステムへの登録業務

※受付システム利用料は、別途契約。

令和7年4月より、燃料費の高騰、茨城県内のタクシー運賃改定等の背景を踏まえ、適正な受益者負担を前提とした、より細かな運賃体系へ改定を実施。改定後は、市内をA、B、C、D区域に区分し、同じ区域内の移動は600円、隣接区域への移動は900円、その他区域への移動は1,200円、未就学児、障がい者等は300円引き。

令和6年度にAI配車を可能とするAIデマンド交通システムを設計、令和7年4月より導入し、Web予約の利用が可能となった。

### (3)鹿嶋市地域公共交通計画の進捗状況（計画期間：令和6年度～令和10年度）

令和5年度末、誰もが利用しやすい公共交通体系の形成を基本方針とした鹿嶋市地域公共交通計画を策定しました。本計画で設定している各目標における評価指標に対する実績値は以下のとおりとなっており、引き続き目標達成に向け推進していきます。

#### ○令和6年度実績値の報告

目標	評価指標	現況値 (R4d)	実績値 (R5d)	実績値 (R6d)	目標値 (R10d)	実績について	指標の 方向性
まちの拠点間を自由に移動できる公共交通ネットワークの形成	市内公共交通カバー率	100% ✓	100% ✓	100% ✓	100%	デマンド型乗合タクシーの運行により、交通空白地を網羅することにより、カバー率は100%となっている。	→
シームレスな公共交通サービス（ヒト・モノ・情報）の実現	バスの利用者数	8.0人/便 ↗	8.1人/便 ↗	8.8人/便 ↗	10.2人/便	中央線及び湖岸海岸線とも利用者数は増加傾向にあり、令和5年度から0.7人/便増加し、令和4年度現況値を上回っている。	↗
持続可能な公共交通の運営	公共交通の収支率	21.6% ✗	20.6% ✗	21.2% ✓	21.6%	物価高騰の影響による燃料費などの増加により運行経費が増加している一方、利用者数の増加により運賃収入が増加し、令和5年度から0.6ポイント上昇した。	→ (↑)
	公共交通への公的負担額	57,043千円 ✓	55,119千円 ✓	52,694千円 ✓	57,043千円	燃料費の高騰などによるタクシー借上料の増加によりデマンドタクシー運行費が増加した一方、神宮あやめ白帆ラインに係る費用負担の皆減により、令和5年度から2,424千円減少した。	→ (↓)
まちづくりと連携した交通結節点等の整備	交通結節点の利用者数	48,741人 ✓	56,581人 ✓	59,082人 ✓	50,083人	高速バスや鹿嶋コミュニティバスなど、各交通機関における利用者数が増加したことにより、令和5年度から2,501人増加した。	↗

目標達成  
凡例 現況値以上  
現況値未満

# 市内公共交通運行実績推移について

交通機関		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
コミュニティバス利用者数 (人／年) ※下図1	中央線	26,884	27,868	28,158	28,654	30,260
	湖岸海岸線	15,792	15,984	16,261	16,266	18,646
	合計	42,676	43,852	44,419	44,920	48,906
神宮・あやめ・白帆ライン利用者数(人／年)		26,888	29,489	32,694	34,804	36,647
高速バスかしま号利用者数(人／年)		465,206	651,574	995,302	1,227,430	1,282,900
鹿島臨海鉄道利用者数 (千人／年)		1,502	1,571	1,720	1,807	1,819
鹿島神宮駅乗者数 (人／日)		742	761	779	810	—
デマンド型乗合タクシー利用者数(人／年) ※下図2		12,255	14,651	16,759	16,450	16,741

※鹿島神宮駅乗車数の令和6年度実績は集計中。

図1 鹿嶋コミュニティバスの利用者数（人／年）推移

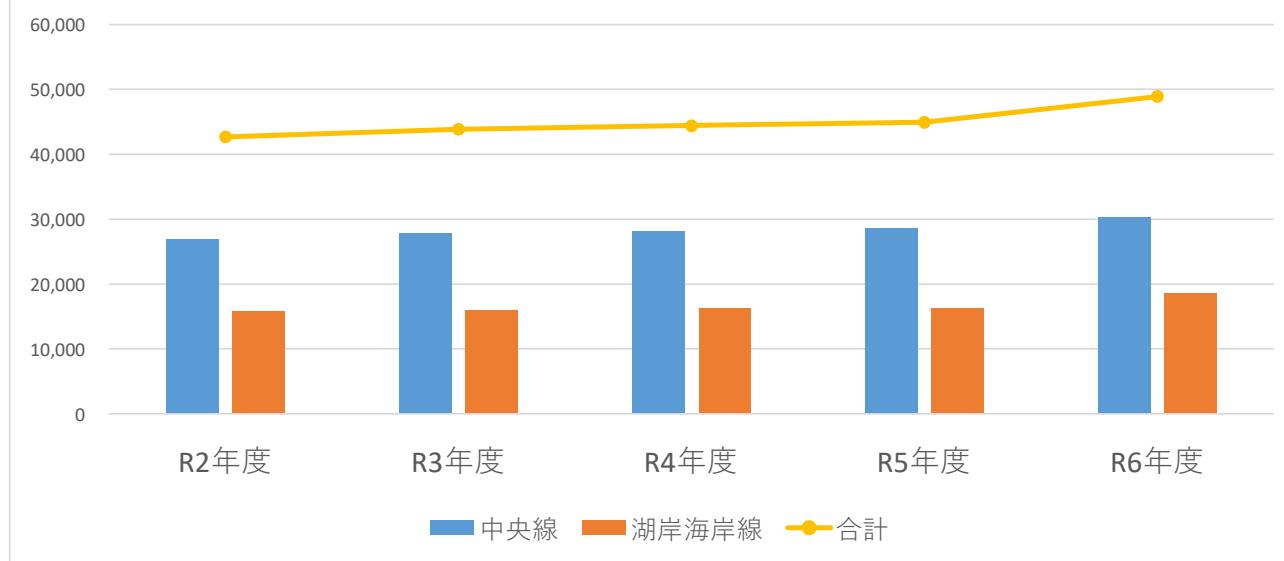
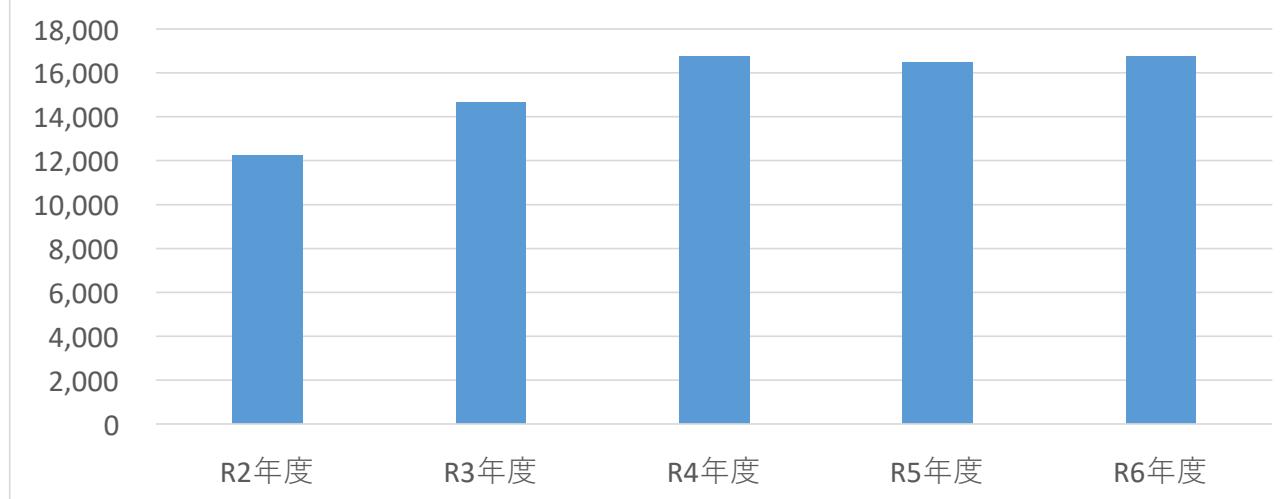


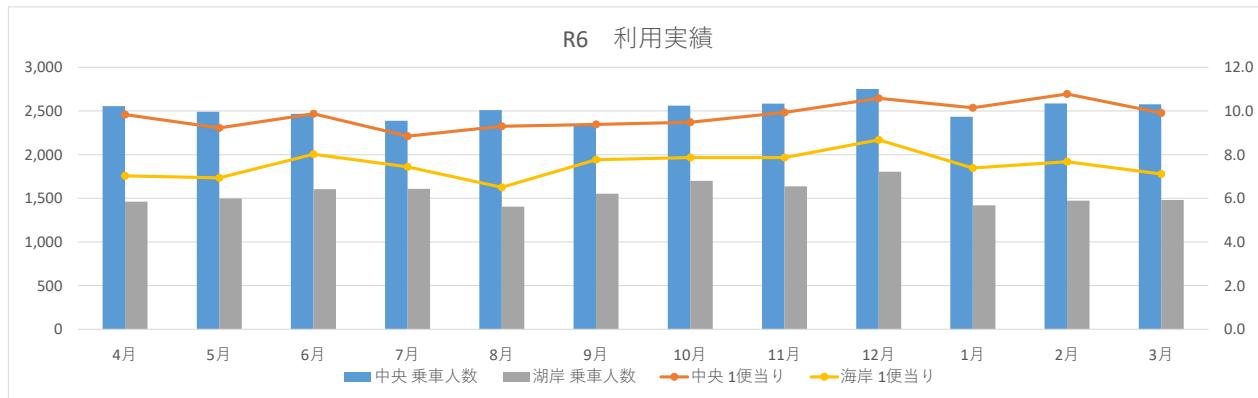
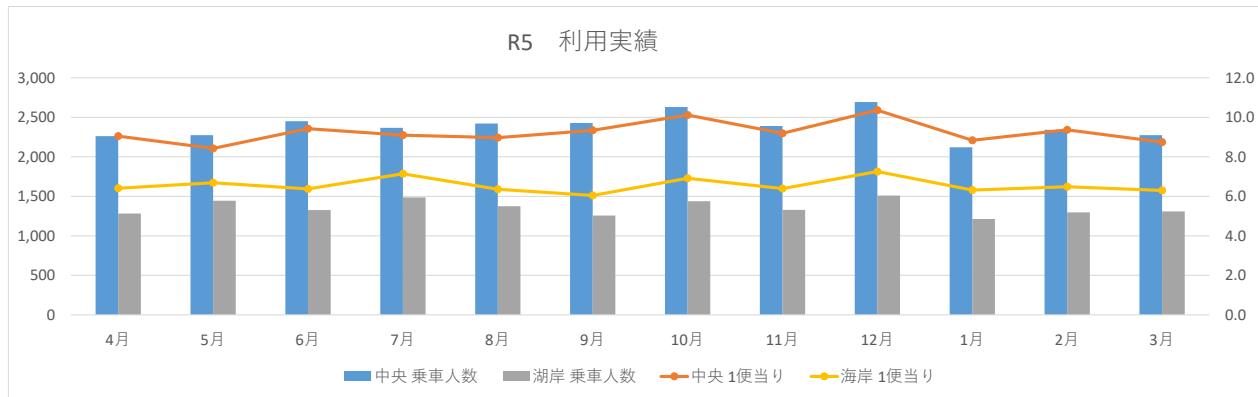
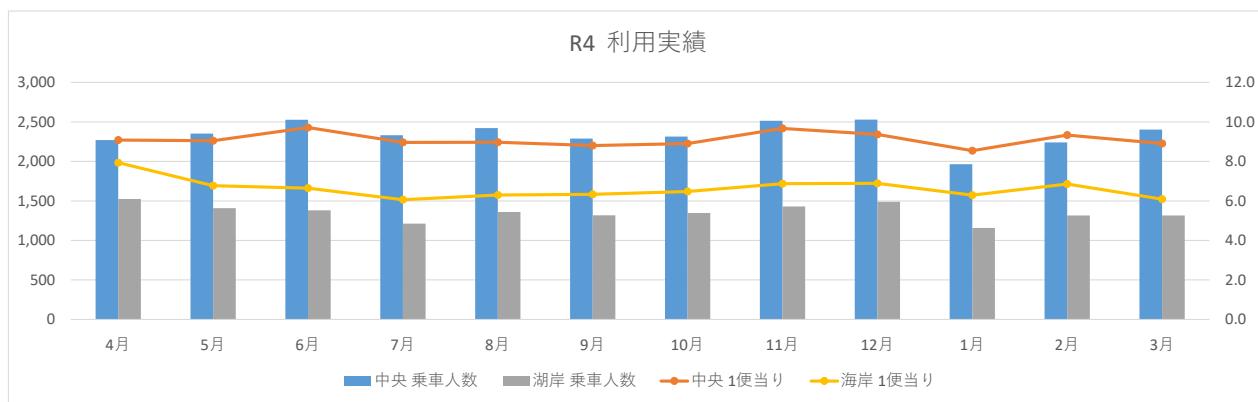
図2 デマンドタクシーの利用者（人／年）推移



## コミュニティバス利用状況推移

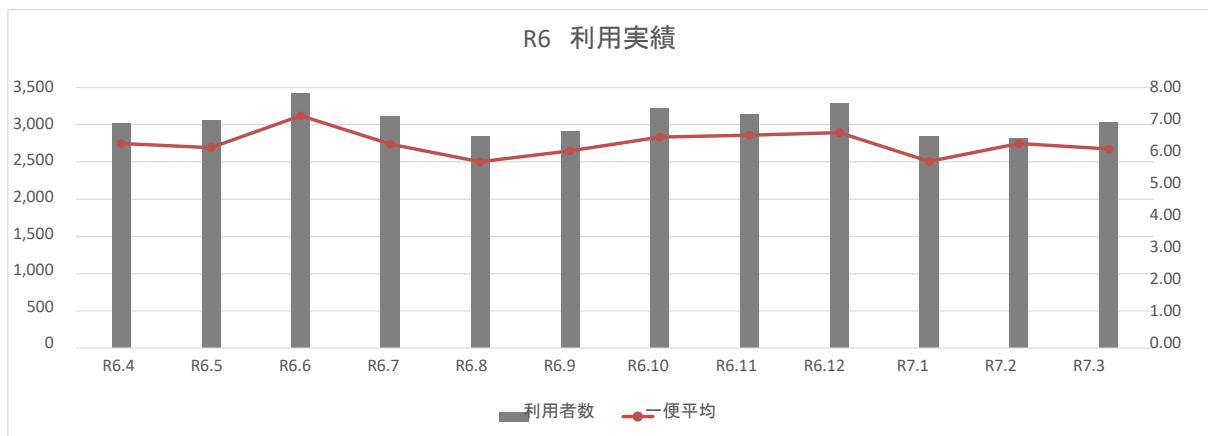
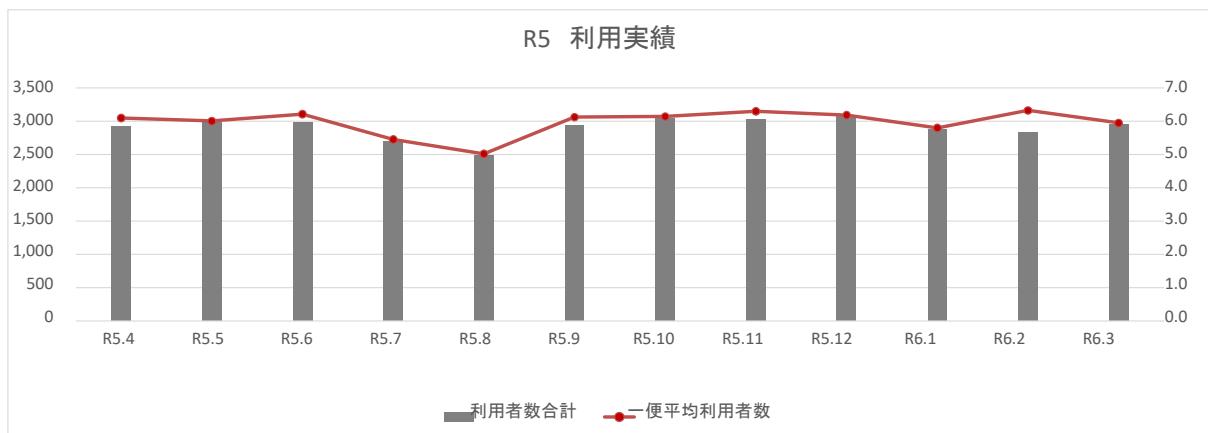
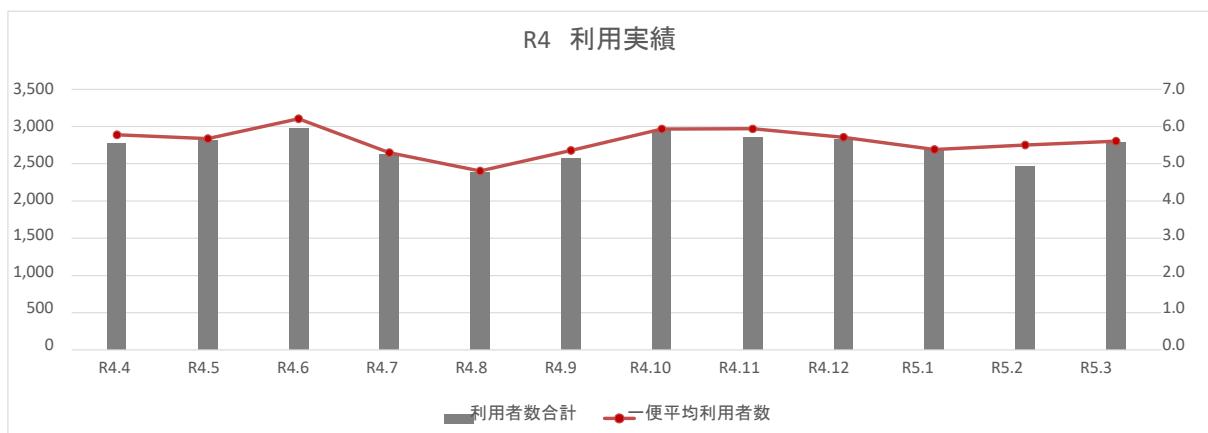
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
乗車人数	49,319	56,340	51,833	54,480	51,812	57,538	57,931	60,083	54,153	56,695	42,676	43,852	44,419	44,920	48,906

年次	年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	中央	乗車人数	2,271	2,353	2,526	2,331	2,422	2,289	2,315	2,514	2,529	1,965	2,240	2,403	28,158
		1便当り	9.1	9.1	9.7	9.0	9.0	8.8	8.9	9.7	9.4	8.5	9.3	8.9	9.1
	湖岸	乗車人数	1,524	1,409	1,382	1,212	1,361	1,318	1,347	1,430	1,488	1,158	1,316	1,316	16,261
		1便当り	7.9	6.8	6.6	6.1	6.3	6.3	6.5	6.9	6.9	6.3	6.9	6.1	6.6
	海岸	乗車人数	2,262	2,275	2,451	2,366	2,421	2,428	2,630	2,390	2,694	2,121	2,342	2,274	28,654
		1便当り	9.0	8.4	9.4	9.1	9.0	9.3	10.1	9.2	10.4	8.8	9.4	8.7	9.2
R5	中央	乗車人数	2,262	2,275	2,451	2,366	2,421	2,428	2,630	2,390	2,694	2,121	2,342	2,274	28,654
		1便当り	9.0	8.4	9.4	9.1	9.0	9.3	10.1	9.2	10.4	8.8	9.4	8.7	9.2
	湖岸	乗車人数	1,282	1,445	1,326	1,486	1,374	1,257	1,438	1,329	1,509	1,213	1,297	1,310	16,266
		1便当り	6.4	6.7	6.4	7.1	6.4	6.0	6.9	6.4	7.3	6.3	6.5	6.3	6.6
	海岸	乗車人数	2,557	2,491	2,469	2,389	2,511	2,346	2,562	2,584	2,752	2,435	2,587	2,577	30,260
		1便当り	9.8	9.2	9.9	8.8	9.3	9.4	9.5	9.9	10.6	10.1	10.8	9.9	9.8
R6	中央	乗車人数	1,462	1,498	1,604	1,608	1,405	1,554	1,700	1,637	1,805	1,419	1,474	1,480	18,646
		1便当り	7.0	6.9	8.0	7.4	6.5	7.8	7.9	7.9	8.7	7.4	7.7	7.1	7.5
	湖岸	乗車人数	2,557	2,491	2,469	2,389	2,511	2,346	2,562	2,584	2,752	2,435	2,587	2,577	30,260
		1便当り	9.8	9.2	9.9	8.8	9.3	9.4	9.5	9.9	10.6	10.1	10.8	9.9	9.8
	海岸	乗車人数	1,462	1,498	1,604	1,608	1,405	1,554	1,700	1,637	1,805	1,419	1,474	1,480	18,646
		1便当り	7.0	6.9	8.0	7.4	6.5	7.8	7.9	7.9	8.7	7.4	7.7	7.1	7.5



## 広域路線バス(神宮・あやめ・白帆ライン)利用状況推移

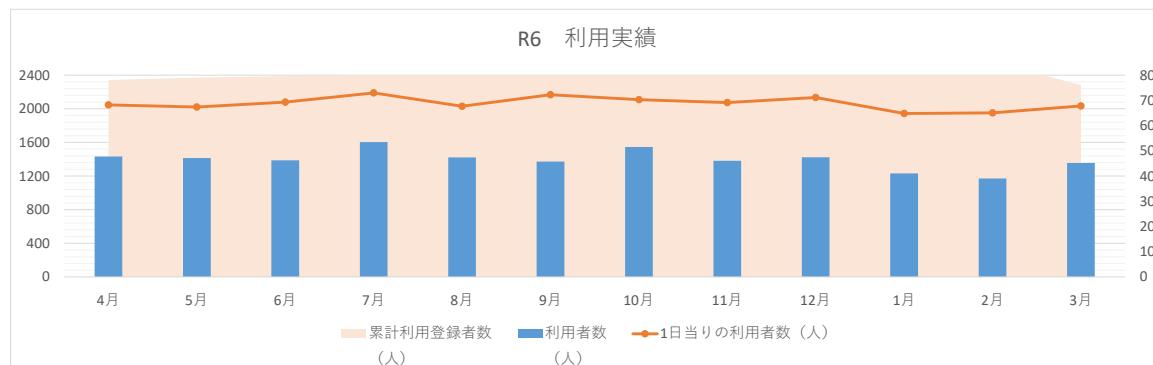
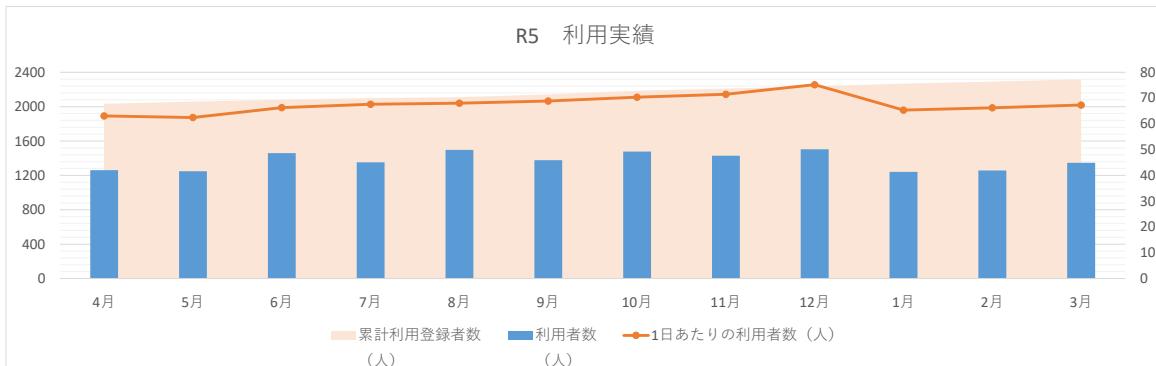
年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	麻生方面	1,321	1,327	1,478	1,289	1,139	1,256	1,445	1,388	1,377	1,314	1,231	1,377	15,942
	鹿嶋方面	1,451	1,487	1,503	1,339	1,244	1,316	1,498	1,463	1,457	1,357	1,235	1,402	16,752
	合計	2,772	2,814	2,981	2,628	2,383	2,572	2,943	2,851	2,834	2,671	2,466	2,779	32,694
	1便当り	5.78	5.67	6.21	5.30	4.80	5.36	5.93	5.94	5.71	5.39	5.50	5.60	5.60
R5	麻生方面	1,415	1,473	1,478	1,326	1,206	1,434	1,490	1,427	1,473	1,312	1,347	1,343	16,724
	鹿嶋方面	1,510	1,506	1,504	1,377	1,283	1,504	1,554	1,595	1,593	1,562	1,486	1,606	18,080
	合計	2,925	2,979	2,982	2,703	2,489	2,938	3,044	3,022	3,066	2,874	2,833	2,949	34,804
	1便当り	6.09	6.01	6.21	5.45	5.02	6.12	6.14	6.30	6.18	5.79	6.32	5.95	5.94
R6	麻生方面	1,434	1,489	1,642	1,458	1,357	1,434	1,540	1,538	1,579	1,350	1,347	1,459	17,627
	鹿嶋方面	1,579	1,563	1,780	1,646	1,478	1,471	1,671	1,597	1,704	1,494	1,466	1,571	19,020
	合計	3,013	3,052	3,422	3,104	2,835	2,905	3,211	3,135	3,283	2,844	2,813	3,030	36,647
	1便当り	6.28	6.15	7.13	6.26	5.72	6.05	6.47	6.53	6.62	5.73	6.28	6.11	6.28



## デマンドタクシー実績

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
累計利用登録者数(口人)	2,033	2,058	2,080	2,100	2,110	2,143	2,185	2,211	2,237	2,267	2,291	2,318	
利用者数(口人)	1,261	1,249	1,459	1,352	1,497	1,377	1,477	1,429	1,504	1,241	1,258	1,346	16,450
1日当りの利用者数(人)	63.1	62.5	66.3	67.6	68.0	68.9	70.3	71.5	75.2	65.3	66.2	67.3	67.7
1台当りの乗車人数(人)	1.40	1.39	1.47	1.50	1.51	1.53	1.56	1.59	1.67	1.45	1.47	1.50	1.50
運賃収入(千円)	717	700	837	793	885	796	831	797	866	686	705	745	9,358

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
累計利用登録者数(口人)	2,343	2,369	2,388	2,403	2,439	2,452	2,483	2,502	2,519	2,538	2,558	2,283	
利用者数(口人)	1,433	1,415	1,386	1,605	1,421	1,372	1,546	1,382	1,423	1,231	1,171	1,356	16,741
1日当りの利用者数(人)	68.2	67.4	69.3	73.0	67.7	72.2	70.3	69.1	71.2	64.8	65.1	67.8	68.9
1台当りの乗車人数(人)	1.52	1.50	1.54	1.62	1.50	1.60	1.56	1.54	1.58	1.44	1.45	1.51	1.53
運賃収入(千円)	809	788	775	904	780	773	883	778	828	703	661	783	9,464



R5d

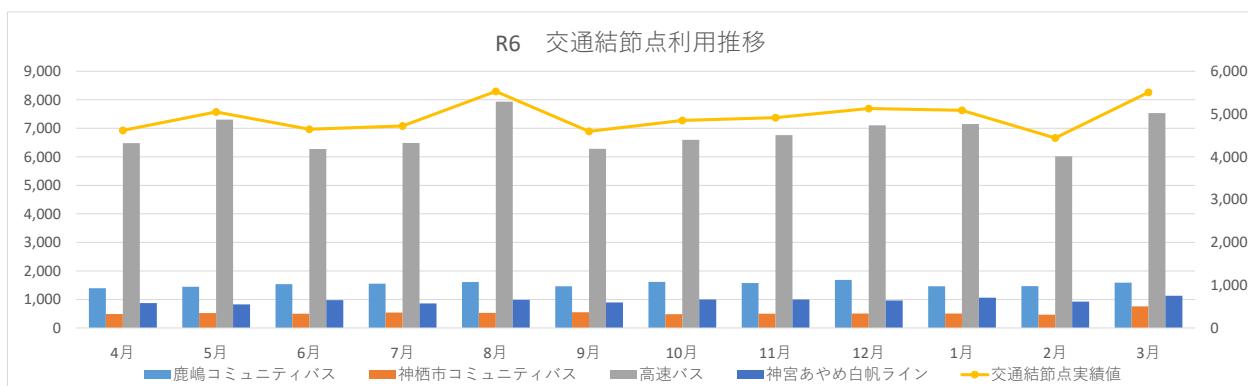
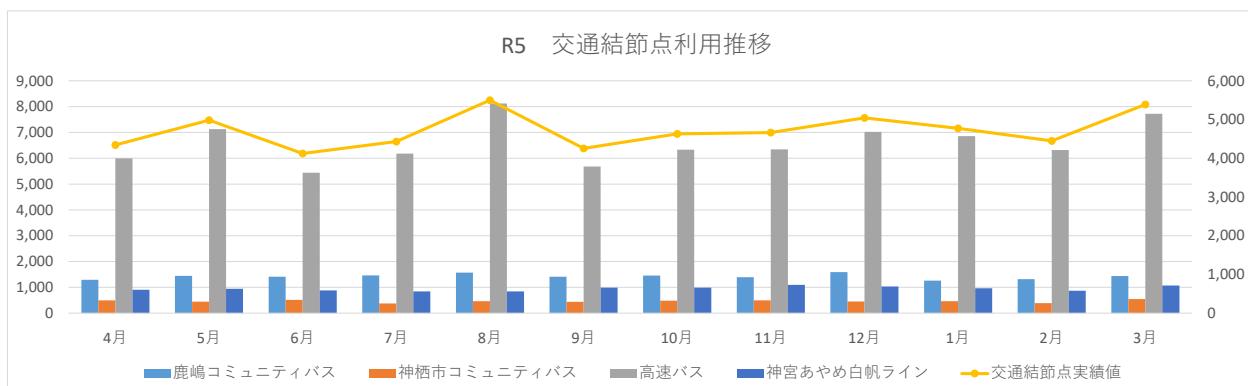
項目	金額(千円)	備考
収入	運賃収入	9,358
	利用登録	335 1,000円／人
	施設登録	30 10,000円／施設
	収入合計	9,723
支出	システム等リース料	2,545 再リース
	運行管理委託費	37,013 車両借上げ料、受付人件費含む
	バッカ等作成委託料	0
	支出合計	39,558
	収支	△ 29,835
収支率		
24.6%		

R6d

項目	金額(千円)	備考
収入	運賃収入	9,464
	利用登録	284 1,000円／人
	施設登録	50 10,000円／施設
	収入合計	9,798
支出	システム等リース料	2,112 再リース
	運行管理委託費	40,389 車両借上げ料、受付人件費含む
	バッカ等作成委託料	0
	支出合計	42,501
	収支	△ 32,703
収支率		
23.1%		

## 交通結節点利用者数推移

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	鹿嶋コミュニティバス	1,294	1,445	1,412	1,464	1,571	1,410	1,459	1,390	1,586	1,263	1,318	1,434	17,046
	神栖市コミュニティバス	493	446	511	375	464	439	482	494	450	466	388	545	5,553
	高速バス	5,996	7,128	5,441	6,182	8,121	5,677	6,330	6,346	7,021	6,858	6,321	7,723	79,144
	神宮あやめ白帆ライン	904	946	882	843	843	985	988	1,097	1,032	960	866	1,072	11,418
	合計	8,687	9,965	8,246	8,864	10,999	8,511	9,259	9,327	10,089	9,547	8,893	10,774	113,161
	交通結節点実績値	4,344	4,983	4,123	4,432	5,500	4,256	4,630	4,664	5,045	4,774	4,447	5,387	56,581
R6	鹿嶋コミュニティバス	1,392	1,447	1,534	1,551	1,609	1,460	1,619	1,575	1,686	1,459	1,469	1,590	18,391
	神栖市コミュニティバス	490	523	501	541	529	553	483	499	504	506	468	759	6,356
	高速バス	6,481	7305	6,277	6,487	7,934	6,279	6,595	6,759	7,105	7,151	6,019	7,535	81,927
	神宮あやめ白帆ライン	870	824	976	863	986	897	1,000	996	964	1,059	926	1,129	11,490
	合計	9,233	10,099	9,288	9,442	11,058	9,189	9,697	9,829	10,259	10,175	8,882	11,013	118,164
	交通結節点実績値	4,617	5,050	4,644	4,721	5,529	4,595	4,849	4,915	5,130	5,088	4,441	5,507	59,082



## 2 鹿嶋市地域内フィーダー系統確保維持計画について

令和 7 年 6 月 日

鹿嶋市地域公共交通活性化協議会

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市を含む鹿行地域では、生産年齢人口の減少や急速な高齢化等に伴うまちの活力低下が深刻な問題となっている。当市では、「スマート＆コンパクト」なまちづくりに向け、公共交通体系の構築を一つの契機として「コンパクトなまち」を形成し、そのエリアにおける「誰もが利用しやすい公共交通体系の形成」を目指している。

一方、当市は車社会であり、市民の多くは、日常的な外出時や通勤・通学先までの移動手段に自家用車を用い、公共交通の利用が少ないことから、バスや鉄道の本数も少なく、高齢者など交通弱者の移動手段の確保が課題の一つとなっている。

これらの課題解決の一助として、平成30年7月から、市内の医療機関、商業施設、金融機関、公共施設などへの日常生活に欠かせない移動を確保すべく鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運行を開始した。鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーは交通結節点にて、市内外を結ぶ公共交通である鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）や神栖市コミュニティバスなどへの接続により、広域への移動も可能となっており、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。

一方で、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーは、自治体や事業者の運営努力だけでは、路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。令和6年度には、利用者の利便性向上、オペレーター業務の属人性解消のため、web予約システムを含むAIデマンド交通システムを構築し、令和7年4～5月に実証運行を行った。実証運行の結果から、配車の属人性解消やWeb予約による利用者の利便性向上に資することが確認されたため、令和7年6月から実装運行を開始している。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーについては、現状値（R5）を維持することを目標とする。

○鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーについては、以下を目標とする。

目標となる指標	現状値※ (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)
1台当たり利用者数	1.5人	1.5人	1.5人	1.5人
年間利用者数	16,450人	16,450人	16,450人	16,450人

（鹿嶋市地域公共交通計画 P38 参照）

#### (2) 事業の効果

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーは、利用者の自宅と市内の主要な医療機関、商業施設、金融機関、公共施設などをドア to ドアで結び、市内の交通系統を補完する欠かせない系統となっている。また、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの目的施設である鹿島神宮駅やチエリオ・イオンは交通結節点となっており、鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）や神栖市コミュニティバスへの接続により、より広域への移動に対し、利便性の高い公共交通となっている。

<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通の維持・形成（鹿嶋市、交通事業者）</li> <li>・周遊観光の導入（鹿嶋市、交通事業者）</li> <li>・地域コミュニティによる互助交通の導入検討（各地域）</li> <li>・交通事業者間における発着時間の調整やわかりやすい情報提供（鹿嶋市、交通事業者、市内に立地する施設関係者等）</li> <li>・新技術による公共交通施策の導入（鹿嶋市、交通事業者）</li> <li>・市民等に対する利用促進策の推進（鹿嶋市）</li> <li>・交通事業者への取組への支援（鹿嶋市、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）</li> <li>・コンパクト+ネットワークの推進（鹿嶋市）</li> <li>・交通結節点・待合環境の整備（鹿嶋市、交通事業者）</li> </ul> <p>（鹿嶋市地域公共交通計画 P29～37 参照）</p>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b>
別添の表1のとおり。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
<p>○鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー</p> <p>運賃収入・利用者登録料・目的施設登録料及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を鹿嶋市が負担する。</p>
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当無し
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当無し
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当無し
<b>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり。
<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ</b>

**うとする場合のみ】**

※該当無し

**12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**(1) 事業の目標**

※該当無し

**(2) 事業の効果**

※該当無し

**13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当無し

**14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）**

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当無し

**15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性**

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当無し

**16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果**

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**(1) 事業の目標**

※該当無し

**(2) 事業の効果**

※該当無し

**17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当無し

**18. 協議会の開催状況と主な議論**

- ・平成 28 年 4 月 15 日（平成 28 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
協議会の設置について、鹿嶋市地域公共交通網形成計画の策定、新規広域公共交通路線について議論し、承認された。
- ・平成 28 年 8 月 3 日（平成 28 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通網形成計画の策定の進め方、アンケート調査、広域路線バスについて議

論し、承認された。

- ・平成 28 年 8 月 4 日（第 1 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行地域の公共交通現状と課題を整理し、今後の協議の進め方について議論し、承認された。
- ・平成 28 年 11 月 17 日（第 2 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
各市課題などが一致した 3 ルートについて議論し、承認された。
- ・平成 28 年 11 月 29 日（平成 28 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
アンケート結果、鹿嶋市の課題及び基本方針について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 1 月 11 日（平成 28 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通網形成計画素案について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 1 月 30 日（第 3 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
運賃や自治体支援スキームについて議論し、承認された。
- ・平成 29 年 2 月 20 日（平成 28 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
パブリックコメントの結果、鹿嶋市地域公共交通網形成計画について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 5 月 30 日（第 4 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
路線、運賃、時刻表、運行開始時期等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 6 月 19 日（平成 29 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通再編実施計画、広域路線について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 7 月 25 日（平成 29 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
市内の公共交通空白地とその対応策、地域公共交通の比較、生活交通確保維持改善計画等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 9 月 28 日（平成 29 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバス・神宮あやめライン・鹿行北浦ラインの利用状況、公共交通再編に係る比較、再編ケース別の市負担額比較について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 9 月 28 日（第 5 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
広域路線バス（潮来・行方ルート）の実証運行の実施、神宮あやめラインの利用状況及び利用促進策について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 11 月 21 日（平成 29 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバス路線変更、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画、鹿嶋市地域公共交通再編実施計画の構成等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 12 月 18 日（平成 29 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバスの路線変更及び時刻表、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画、鹿嶋市地域公共交通再編実施計画等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 2 月 6 日（第 6 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バスの利用状況、鹿行広域バスの平成 30 年 4 月以降の運行等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 2 月 15 日（平成 29 年度第 6 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバスの路線変更及び時刻表、鹿嶋コミュニティバス及び広域路線バスの利用実績について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 6 月 25 日（平成 30 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
生活交通確保維持改善計画、平成 29 年度実績報告等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 6 月 29 日（第 7 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バスの利用実績及び利用促進の取り組み、鹿行広域バスの運行見直しについて議論し、承認された。
- ・平成 30 年 10 月 11 日（第 8 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バスの運行見直しについて議論し、承認された。

- ・平成 30 年 11 月 20 日（平成 30 年第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿行広域バスの運行の再編案・運賃体系の方針について議論し、承認された。
- ・平成 31 年 1 月 16 日（平成 30 年第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿行広域バスの運賃・定期等について議論し、承認された。
- ・平成 31 年 2 月 18 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、鹿嶋市生活交通確保維持改善計画変更、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和元年 6 月 20 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）について議論し、承認された。
- ・令和元年 7 月 30 日（令和元年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通運行実績報告、鹿嶋コミュニティバス及びデマンド型乗合いタクシーの改善策について議論し、承認された。
- ・令和元年度 8 月 6 日（第 9 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）の利用状況について、鹿行地域の地域間幹線系統の生産性向上について及び公共交通空白地解消に向けた対策について議論し、承認された。
- ・令和 2 年 1 月 17 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和 2 年 7 月 14 日（令和 2 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活交通確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和 3 年 1 月 27 日（令和 2 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、生活交通確保維持改善計画の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和 3 年 6 月 21 日（令和 3 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和 4 年 1 月 25 日（令和 3 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、生活交通確保維持改善計画の事業評価及び神栖市コミュニティバスに係る国庫補助金の割振り変更について議論し、承認された。
- ・令和 4 年 6 月 21 日（令和 4 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和 4 年 9 月 28 日（令和 4 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
地域公共交通計画、鹿嶋市地域公共交通持続可能性調査業務について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 1 月 23 日（令和 4 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
生活交通確保維持改善計画の事業評価、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会財務規程、地域公共交通計画、新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 6 月 16 日（令和 5 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画、新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 7 月 24 日（令和 5 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
公共交通に関するアンケート調査の実施について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 9 月 29 日（令和 5 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通計画、公共交通に関する市民アンケート調査の結果について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 12 月 8 日（令和 5 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通計画素案について議論し、承認された。
- ・令和 6 年 1 月 26 日（令和 5 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
生活交通確保維持改善計画の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和 6 年 3 月 1 日（令和 5 年度第 6 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通計画の策定について議論し、承認された。
- ・令和 6 年 6 月 18 日（令和 6 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）

前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画、中学3年生（相当）に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、鹿島合同自動車株の事業継承、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則の一部改正について議論し、承認された。

- ・令和6年11月6日（令和6年度第2回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定について議論し、承認された。
- ・令和7年1月27日（令和6年度第3回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
生活交通確保維持改善計画の事業評価、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定、AIデマンド交通システムの導入について議論し、承認された。

## 19. 利用者等の意見の反映状況

鹿嶋市地域公共交通活性化協議会の構成員として、住民及び利用者代表である一般公募の委員や市内事業所に勤める通勤者の参画を得ており、概要の説明・意見の集約を行った。

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーにおいて、茨城県内のタクシー運賃改定、茨城県最低賃金の上昇、区域をまたぐと運賃が倍になるとの利用者意見等を踏まえ、令和7年4月1日に、適正な受益者負担を前提とした、より細かな運賃体系への改定を行った。また、従来、予約を電話でのみ受け付けており、利用者から電話が繋がりづらいとの意見があったことから、令和7年4月よりAIデマンド交通システムを導入し、24時間web予約を可能とした。

今後、ヒアリング調査・利用者アンケートなどを通じて、費用対効果の検証による定期的な見直しを行っていく予定である。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地1  
(所 属) 鹿嶋市政策企画部政策推進課  
(氏 名) 牧野 雄生  
(電 話) 0299-82-2911  
(e-mail) seisaku@city.ibaraki-kashima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
鹿嶋市	(有)鹿島水郷タクシー	(1) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	83日	1869回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	①
	(有)中央タクシー	(2) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	83日	622回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	①
	(有)光交通	(3) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	83日	622回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	①
	神栖モビリティサービス(株)	(4) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	83日	622回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鹿嶋市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	46,399
交通不便地域等	

#### 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
鹿嶋市地域公共交通計画	令和6年3月18日	

#### (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11)))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和 7 年 6 月 日

## 鹿嶋市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市を含む鹿行地域では、生産年齢人口の減少や急速な高齢化等に伴うまちの活力低下が深刻な問題となっている。当市では、「スマート＆コンパクト」なまちづくりに向け、公共交通体系の構築を一つの契機として「コンパクトなまち」を形成し、そのエリアにおける「誰もが利用しやすい公共交通体系の形成」を目指している。

一方、当市は車社会であり、市民の多くは、日常的な外出時や通勤・通学先までの移動手段に自家用車を用い、公共交通の利用が少ないことから、バスや鉄道の本数も少なく、高齢者など交通弱者の移動手段の確保が課題の一つとなっている。

これらの課題解決の一助として、平成30年7月から、市内の医療機関、商業施設、金融機関、公共施設などへの日常生活に欠かせない移動を確保すべく鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運行を開始した。鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーは交通結節点にて、市内外を結ぶ公共交通である鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）や神栖市コミュニティバスなどへの接続により、広域への移動も可能となっており、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。

一方で、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーは、自治体や事業者の運営努力だけでは、路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。令和6年度には、利用者の利便性向上、オペレーター業務の属人性解消のため、web予約システムを含むAIデマンド交通システムを構築し、令和7年4～5月に実証運行を行った。実証運行の結果から、配車の属人性解消やWeb予約による利用者の利便性向上に資することが確認されたため、令和7年6月から実装運行を開始している。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーについては、現状値（R6）を維持することを目標とする。

○鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーについては、以下を目標とする。

目標となる指標	現状値※ (R6. 4. 1～R7. 3. 31)	目標値 (R8)	目標値 (R9)	目標値 (R10)
1台当たり利用者数	1.53人	1.53人	1.53人	1.53人
年間利用者数	16,741人	16,741人	16,741人	16,741人

（鹿嶋市地域公共交通計画 P38 参照）

## (2) 事業の効果

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーは、利用者の自宅と市内の主要な医療機関、商業施設、金融機関、公共施設などをドア to ドアで結び、市内の交通系統を補完する欠かせない系統となっている。また、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの目的施設である鹿島神宮駅やチエリオ・イオンは交通結節点となっており、鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）や神栖市コミュニティバスへの接続により、より広域への移動に対し、利便性の高い公共交通となっている。

<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通の維持・形成（鹿嶋市、交通事業者）</li> <li>・周遊観光の導入（鹿嶋市、交通事業者）</li> <li>・地域コミュニティによる互助交通の導入検討（各地域）</li> <li>・交通事業者間における発着時間の調整やわかりやすい情報提供（鹿嶋市、交通事業者、市内に立地する施設関係者等）</li> <li>・新技術による公共交通施策の導入（鹿嶋市、交通事業者）</li> <li>・市民等に対する利用促進策の推進（鹿嶋市）</li> <li>・交通事業者への取組への支援（鹿嶋市、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）</li> <li>・コンパクト+ネットワークの推進（鹿嶋市）</li> <li>・交通結節点・待合環境の整備（鹿嶋市、交通事業者）</li> </ul> <p>（鹿嶋市地域公共交通計画 P29～37 参照）</p>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b>
別添の表1のとおり。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
<p>○鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー</p> <p>運賃収入・利用者登録料・目的施設登録料及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を鹿嶋市が負担する。</p>
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当無し
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当無し
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当無し
<b>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり。
<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ</b>

<p><b>うとする場合のみ】</b></p>
※該当無し
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標 ※該当無し
(2) 事業の効果 ※該当無し
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当無し
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当無し
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当無し
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標 ※該当無し
(2) 事業の効果 ※該当無し
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当無し
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 4 月 15 日（平成 28 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）            協議会の設置について、鹿嶋市地域公共交通網形成計画の策定、新規広域公共交通路線について議論し、承認された。</li> <li>・平成 28 年 8 月 3 日（平成 28 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）            鹿嶋市地域公共交通網形成計画の策定の進め方、アンケート調査、広域路線バスについて議</li> </ul>

論し、承認された。

- ・平成 28 年 8 月 4 日（第 1 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行地域の公共交通現状と課題を整理し、今後の協議の進め方について議論し、承認された。
- ・平成 28 年 11 月 17 日（第 2 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
各市課題などが一致した 3 ルートについて議論し、承認された。
- ・平成 28 年 11 月 29 日（平成 28 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
アンケート結果、鹿嶋市の課題及び基本方針について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 1 月 11 日（平成 28 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通網形成計画素案について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 1 月 30 日（第 3 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
運賃や自治体支援スキームについて議論し、承認された。
- ・平成 29 年 2 月 20 日（平成 28 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
パブリックコメントの結果、鹿嶋市地域公共交通網形成計画について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 5 月 30 日（第 4 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
路線、運賃、時刻表、運行開始時期等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 6 月 19 日（平成 29 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通再編実施計画、広域路線について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 7 月 25 日（平成 29 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
市内の公共交通空白地とその対応策、地域公共交通の比較、生活交通確保維持改善計画等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 9 月 28 日（平成 29 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバス・神宮あやめライン・鹿行北浦ラインの利用状況、公共交通再編に係る比較、再編ケース別の市負担額比較について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 9 月 28 日（第 5 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
広域路線バス（潮来・行方ルート）の実証運行の実施、神宮あやめラインの利用状況及び利用促進策について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 11 月 21 日（平成 29 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバス路線変更、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画、鹿嶋市地域公共交通再編実施計画の構成等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 12 月 18 日（平成 29 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバスの路線変更及び時刻表、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画、鹿嶋市地域公共交通再編実施計画等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 2 月 6 日（第 6 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バスの利用状況、鹿行広域バスの平成 30 年 4 月以降の運行等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 2 月 15 日（平成 29 年度第 6 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋コミュニティバスの路線変更及び時刻表、鹿嶋コミュニティバス及び広域路線バスの利用実績について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 6 月 25 日（平成 30 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
生活交通確保維持改善計画、平成 29 年度実績報告等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 6 月 29 日（第 7 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バスの利用実績及び利用促進の取り組み、鹿行広域バスの運行見直しについて議論し、承認された。
- ・平成 30 年 10 月 11 日（第 8 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バスの運行見直しについて議論し、承認された。

- ・平成 30 年 11 月 20 日（平成 30 年第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿行広域バスの運行の再編案・運賃体系の方針について議論し、承認された。
- ・平成 31 年 1 月 16 日（平成 30 年第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿行広域バスの運賃・定期等について議論し、承認された。
- ・平成 31 年 2 月 18 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、鹿嶋市生活交通確保維持改善計画変更、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和元年 6 月 20 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）について議論し、承認された。
- ・令和元年 7 月 30 日（令和元年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通運行実績報告、鹿嶋コミュニティバス及びデマンド型乗合いタクシーの改善策について議論し、承認された。
- ・令和元年度 8 月 6 日（第 9 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）  
鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）の利用状況について、鹿行地域の地域間幹線系統の生産性向上について及び公共交通空白地解消に向けた対策について議論し、承認された。
- ・令和 2 年 1 月 17 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和 2 年 7 月 14 日（令和 2 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活交通確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和 3 年 1 月 27 日（令和 2 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、生活交通確保維持改善計画の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和 3 年 6 月 21 日（令和 3 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和 4 年 1 月 25 日（令和 3 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、生活交通確保維持改善計画の事業評価及び神栖市コミュニティバスに係る国庫補助金の割振り変更について議論し、承認された。
- ・令和 4 年 6 月 21 日（令和 4 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和 4 年 9 月 28 日（令和 4 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
地域公共交通計画、鹿嶋市地域公共交通持続可能性調査業務について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 1 月 23 日（令和 4 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
生活交通確保維持改善計画の事業評価、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会財務規程、地域公共交通計画、新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 6 月 16 日（令和 5 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画、新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 7 月 24 日（令和 5 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
公共交通に関するアンケート調査の実施について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 9 月 29 日（令和 5 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通計画、公共交通に関する市民アンケート調査の結果について議論し、承認された。
- ・令和 5 年 12 月 8 日（令和 5 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通計画素案について議論し、承認された。
- ・令和 6 年 1 月 26 日（令和 5 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
生活交通確保維持改善計画の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和 6 年 3 月 1 日（令和 5 年度第 6 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
鹿嶋市地域公共交通計画の策定について議論し、承認された。
- ・令和 6 年 6 月 18 日（令和 6 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）

前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画、中学3年生（相当）に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、鹿島合同自動車株の事業継承、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則の一部改正について議論し、承認された。

- ・令和6年11月6日（令和6年度第2回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）  
鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定について議論し、承認された。
- ・令和7年1月27日（令和6年度第3回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）  
生活交通確保維持改善計画の事業評価、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定、AIデマンド交通システムの導入について議論し、承認された。

## 19. 利用者等の意見の反映状況

鹿嶋市地域公共交通活性化協議会の構成員として、住民及び利用者代表である一般公募の委員や市内事業所に勤める通勤者の参画を得ており、概要の説明・意見の集約を行った。

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーにおいて、茨城県内のタクシー運賃改定、茨城県最低賃金の上昇、区域をまたぐと運賃が倍になるとの利用者意見等を踏まえ、令和7年4月1日に、適正な受益者負担を前提とした、より細かな運賃体系への改定を行った。また、従来、予約を電話でのみ受け付けており、利用者から電話が繋がりづらいとの意見があったことから、令和7年4月よりAIデマンド交通システムを導入し、24時間web予約を可能とした。

今後、ヒアリング調査・利用者アンケートなどを通じて、費用対効果の検証による定期的な見直しを行っていく予定である。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地1  
(所 属) 鹿嶋市政策企画部政策推進課  
(氏 名) 牧野 雄生  
(電 話) 0299-82-2911  
(e-mail) seisaku@city.ibaraki-kashima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
鹿嶋市	(有)鹿島水郷タクシー	(1) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	240日	5391回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	③
	(有)中央タクシー	(2) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	240日	1803回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	③
	(有)光交通	(3) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	240日	1803回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	③
	神栖モビリティサービス(株)	(4) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	240日	1803回		区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間幹線系統(銚子駅行き)と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鹿嶋市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	46,399
交通不便地域等	

#### 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
鹿嶋市地域公共交通計画	令和6年3月18日	

#### (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11)))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

### **3 バスお試し乗車券計画案について**

#### **中学3年生（相当）に対するリーフレットの配布（令和7年度）計画（案）**

##### **1 趣旨・目的**

中学3年生及び中学3年生相当（高校受験を迎える生徒）を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが1乗車につき100円で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先（受験先）を検討する際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

##### **2 バスお試し乗車券の内容**

(1) 対象者：茨城県内の中学校及び義務教育学校に在籍する  
令和7年度中学3年生（義務教育学校9年生）の生徒

(2) 有効期間：令和7年7月19日（土）～令和7年8月31日（日）※44日間（予定）

(3) 使用方法：

- ①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、見学先の高校、乗降バス停、所属学校を記入
- ②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金100円と一緒に運賃箱に投入（乗車券1枚につき片道1乗車の利用が可能）
- ③バスお試し乗車券は、下記バス事業者が運行する路線バス（高速バス及び深夜バス除く）及び事業に協賛いただいたコミュニティバスで、ア～ウに該当する場合のみ利用可
  - ア. 茨城県内での乗降
  - イ. 茨城県内で乗車し、茨城県外で降車
  - ウ. 茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

<対象バス事業者>

関東鉄道(株)、茨城交通(株)、大利根交通自動車(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)、  
ジェイアールバス関東(株)、(株)昭和観光自動車、椎名観光バス(株)、  
(株)池田交通及び一部コミュニティバス運行事業者

##### **3 配布対象…次の220校の中学3年生（義務教育学校9年生）に配布**

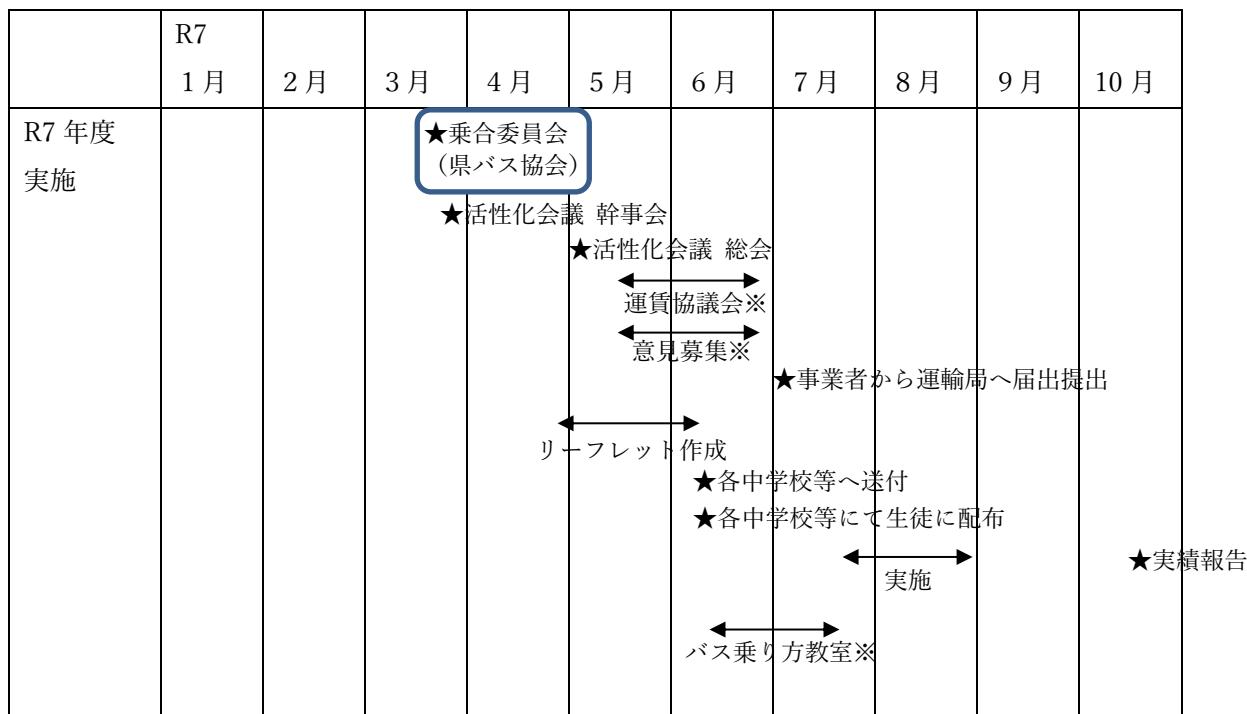
- (1) 公立中学校、義務教育学校・・・210校
- (2) 国立大学附属中学校・・・1校
- (3) 私立中学校・・・9校

##### **4 配布部数…約25,000部**

- (1) 生徒及び保護者分…生徒1人につき1部（バスお試し乗車券2枚入り）
- (2) 教師分+予備分…各学校の中学3年生徒数の1割または10部

## 5 実施スケジュール案

6月上旬以降、県交通政策課より各学校に配布。



※R5.10.1 改正道路運送法により、各市町村の運賃協議会における協議に先立ち、住民や利用者等の意見を募集する必要がある。

→新たに追加する路線（ルート）がある場合、各市町村の交通会議において、意見募集及び運賃協議会を実施する。

ただし、R5年度に参画していた路線やコミバス（ルート）については、そのR7年度までにルートを変更した場合であっても、R5年度に当該路線全域について届出しているため、R7年度の協議は不要。

※R7年度は、6月上旬から配布し、実施（夏休み前）までに各市町村にご協力いただき、お試し乗車券を使用した乗り方教室や教室掲示等により対象生徒への周知を図る。

## 6 実績

○平成27年度（平成28年春配布）から令和6年度までの配布状況

年度 ※1	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (R5春)	R5 (R5夏)	R6
作成 部数	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	34,000	34,000	33,000	29,000	<u>27,000</u>
実施 期間	28日間	28日間	26日間	26日間	26日間	49日間	49日間	49日間	42日間	<u>41日間</u>
学校数 ※2	123	123	122	121	120	145	146	147	267	<u>228</u>
新入生 数※2	26,735	26,235	25,870	25,307	24,742	23,674	23,850	23,972	24,878	<u>24,050</u>
利用 枚数	1,353	1,393	1,349	1,893	1,076	2,470	1,981	1,775	882	<u>935</u>

※1 令和4年度までは3～4月に実施していたが、令和5年度からは7～8月に実施。

※2 対象者 令和3年度まで：新高校生のみ 令和4年度：新高校生及び新中高一貫校入学生  
令和5年度から：中学3年生及び義務教育学校9年生（中学3年生相当）  
令和6年度から：令和5年度の対象から中高一貫校及び特別支援学校等を除く。

## 4 鹿嶋コミュニティバスにおけるダイヤ改正について

鹿嶋コミュニティバスについて、バス運転手の労働環境の改善や運転手の担い手不足等の課題への対応のため現行ダイヤを調整する必要があることから、以下のとおりダイヤ改正を行う予定です。

### ○改正趣旨

現在、中央線 5 往復便、湖岸海岸線 4 往復便の運行を行っておりますが、運行事業者において働き方改革による運転手の労働時間面での問題や、運転手の担い手不足などの問題が生じており、全体的に運行時間を減少させる必要性があることから、現行ダイヤの改正を行うものです。なお改正にあたっては、利用の少ない各最終便の減便を予定しています。また、鹿嶋コミュニティバスの運行は大同西小学校及び大同東小学校におけるスクール便を併用していることから、児童の登下校に影響をきたさないよう改正を行います。

### ○主な改正内容

- ・中央線及び湖岸海岸線の最終便の減便

中央線：5 往復便 ⇒ 4 往復便、湖岸海岸線：4 往復便 ⇒ 3 往復便

- ・一部区間におけるダイヤと実運行時間のずれの調整

※改正前後の時刻表については別紙参照。

### ○改正スケジュール（予定）

- ・6月20日 鹿嶋市地域公共交通活性化協議会における協議
- ・7月頃 運輸支局への届出
- ・7～9月頃 住民への周知実施
- ・10月 改正ダイヤ運行開始

### ○周知方法

広報かしま及び市HP並びに行政委員配布による回覧や、運行事業者によるコミュニティバス利用者への周知等を予定。

【新】鹿嶋コミュニティバス時刻表（スクールバス用）

令和7年 月 日改正

湖 岸 海 岸 線

資料 4

■ 湖岸回り（湖岸→海岸）

停留所	C2便目	C4便目	C5便目	B6便目
1 鹿島灘駅		11:54	14:45	16:05
2 志崎	7:43	朝 大 同 東 ス ク ル 対 応	12:02	14:53
3 武井	7:44	同 西	12:03	14:54
4 東武井	7:45	西 ス ク	12:04	14:55
5 西額賀	7:46	ク ル	12:05	14:56
6 津賀城址公園	7:48	対 応	12:07	14:58 タ 方 太
7 津賀駐在所前	7:49	応	12:08	14:59 16:16 タ 方 太
8 岡津賀	7:51	12:10	15:01	16:18 同 西
9 掛崎	7:51	12:10	15:01	16:18 ス ク
10 大同局下	7:52	12:11	15:02	16:19 タ ル 対 応
11 椎木	7:53	12:12	15:03	16:20 タ ル 対 応
12 居合中央	7:54	12:13	15:04	16:21
13 居合	7:55	12:14	15:05	16:22
14 はまなす幼稚園	7:56	12:15	15:06	16:23
15 奈良毛	7:56	12:15	15:06	16:23
16 林入口	7:57	12:16	15:07	16:24
17 鹿島ハイツ	8:02	12:21	15:12	16:27
18 沼尾	8:05	12:24	15:15	16:30
19 須賀	8:06	12:25	15:16	16:31
20 豊郷小学校前	8:07	12:26	15:17	16:32
21 净水場入口	8:08	12:27	15:18	16:33
22 宮中野南	8:10	12:29	15:20	16:35
23 小山記念病院	8:14	12:33	15:24	16:37
24 鹿島神宮駅	8:19	12:38	15:29	16:43
25 鹿島高校東	8:21	12:40	15:31	16:45
26 井上眼科前	8:23	12:42	15:33	16:47
27 島崎クリニック前	8:24	12:43	15:34	16:48
28 中央薬局前	8:25	12:44	15:35	16:49
29 チェリオ・イオン	8:29	12:48	15:39	16:54
30 勤労文化会館前	8:35	12:53	15:45	17:00
31 市役所前	8:37	12:56	15:47	17:03
32 鉢形台	8:39	12:58	15:49	17:05
33 鉢形	8:40	12:59	15:50	17:06
34 福祉センター前	8:41	13:00	15:51	17:07
35 鹿島病院	8:43	13:02	15:53	17:09
36 港ヶ丘	8:46	13:05	15:56	17:12
37 第二高天原住宅	8:48	13:07	15:58	17:14
38 栗生団地	8:50	13:09	16:00	17:16
39 旭ヶ丘	8:52	13:11	16:02	17:18
40 平井郵便局前	8:54	13:13	16:04	17:20
41 市営団地前	8:57	13:16	16:07	17:23
42 小宮作	8:59	13:18	16:09	17:25
43 明石入口	9:01	13:20	16:11	17:26
44 フースマーケットさえき	9:04	13:23	16:14	17:29
45 ト伝の郷運動公園入口	9:05	13:24	16:15	17:30
46 明石	9:08	13:27	16:18	17:33
47 清水	9:09	13:28	16:19	17:34
48 小山	9:11	13:30	16:21	17:36
49 荒野	9:12	13:31	16:22	17:37
50 堀田	9:13	13:32	16:23	17:38
51 はまなす公園下	9:15	13:34	16:25	17:40
52 新洞	9:16	13:35	16:26	17:41
53 青塚	9:17	13:36	16:27	17:42
54 国道荒井	9:18	13:37	16:28	17:43
55 国道浜津賀	9:19	13:38	16:29	17:44
56 武井釜	9:20	13:39	16:30	17:45
57 小志崎	9:21	13:40	16:31	17:46
58 大志崎	9:22	13:41	16:32	17:47
1 鹿島灘駅	9:25	13:44	16:35	17:50

■ 海岸回り（海岸→湖岸）

停留所	C1便目	B1便目	C3便目	B4便目	B5便目	B7便目
1 鹿島灘駅		7:30 朝 大 同 東 ス ク ル 対 応	9:55	13:30		18:10
2 志崎	7:33	同 西	9:58	13:33		18:13
3 武井	7:34	ク ル 対 応	9:59	13:34		18:14
4 東武井	7:35	10:00	13:35			18:15
5 西額賀	7:36	10:01	13:36			18:16
6 津賀城址公園	7:37	10:02	13:37			18:17
7 津賀駐在所前	7:38	10:03	13:38			18:18
8 岡津賀	7:39	10:04	13:39			18:19
9 掛崎	7:40	10:05	13:40			18:20
10 大同局下	7:41	10:06	13:41			18:22
11 椎木	7:43	10:08	13:43			18:23
12 居合中央	7:44	10:09	13:44			18:24
13 居合	7:46	10:11	13:46			18:26
14 はまなす幼稚園	7:47	10:12	13:47			18:27
15 奈良毛	7:51	10:16	13:51			18:31
16 林入口	7:52	10:17	13:52			18:32
17 鹿島ハイツ	7:54	10:19	13:54			18:34
18 沼尾	7:55	10:20	13:55			18:35
19 須賀	7:57	10:22	13:57			18:37
20 平井郵便局前	8:00	10:25	14:00			18:40
21 旭ヶ丘	8:02	10:27	14:02			18:42
22 栗生団地	8:04	10:29	14:04			18:44
23 第二高天原住宅	8:06	10:31	14:06			18:46
24 港ヶ丘	8:08	10:33	14:08			18:48
25 鹿島病院	8:11	10:36	14:11			18:51
26 福祉センター前	8:14	10:39	14:14			18:54
27 鉢形	8:15	10:40	14:15			18:55
28 鉢形台	8:16	10:41	14:16			18:56
29 市役所前	8:18	10:43	14:18			18:58
30 勤労文化会館前	8:20	10:45	14:20			19:00
31 チェリオ・イオン	8:26	10:51	14:26			19:06
32 中央薬局前	8:30	10:55	14:30			19:10
33 島崎クリニック前	8:31	10:56	14:31			19:11
34 井上眼科前	8:32	10:57	14:32			19:12
35 鹿島高校東	8:34	10:59	14:34			19:14
36 鹿島神宮駅	8:36	11:01	14:36			19:16
37 小山記念病院	8:41	11:06	14:41			19:21
38 宮中野南	8:43	11:08	14:43			19:23
39 净水場入口	8:45	11:10	14:45			19:25
40 豊郷小学校前	8:46	11:11	14:46			19:26
41 須賀	8:47	11:12	14:47			19:27
42 沼尾	8:48	11:13	14:48			19:28
43 明石入口	8:53	11:18	14:53			19:34
44 フースマーケットさえき	8:54	11:19	14:54			19:35
45 ト伝の郷運動公園入口	8:55	11:20	14:55			19:36
46 明石	8:57	11:22	14:57			19:35
47 清水	8:57	11:22	14:57			19:35
48 小山	8:58	11:23	14:58			19:36
49 荒野	8:59	11:24	14:59			19:37
50 堀田	9:00	11:25	15:00			19:38
51 はまなす公園下	9:01	11:26	15:01			19:39
52 新洞	9:02	11:27	15:02			19:40
53 青塚	9:02	11:27	15:02			19:40
54 国道荒井	9:04	11:29	15:04			19:42
55 国道浜津賀	9:06	11:31	15:06	タ	15:40	タ
56 武井釜	9:07	11:32	15:07	方 大	15:41	同 西

## 【 第 2 路 線 】

## 湖 岸 海 岸 線

資料 4

## ■ 湖岸回り（湖岸→海岸）

C2便目	C4便目	C5便目	B6便目	進行方向	停留所	進行方向	C1便目	B1便目	C3便目	B4便目	B5便目	B7便目
	11:54	14:45	16:05		1 鹿島灘駅	↑	9:19	11:44	15:19			19:55
***	***	***	***	~			***	***	***	***		***
7:43 朝 大 同 西 ス ク ル 対 応	12:02	14:53	16:13		2 志崎		9:10	11:35	15:10	15:54	19:46	
7:44 同 西 ス ク ル 対 応	12:03	14:54	16:13		3 武井		9:09	11:34	15:09	15:53	19:45	
7:45 同 西 ス ク ル 対 応	12:04	14:55	16:14		4 東武井		9:08	11:33	15:08	15:52	19:44	
7:46 同 西 ス ク ル 対 応	12:05	14:56	16:14		5 西額賀		9:07	11:32	15:07	15:51	19:43	
7:48 同 西 ス ク ル 対 応	12:07	14:58	16:15		6 津賀城址公園		7:30 応朝	9:06	11:31	15:06	15:50	19:42
7:49 同 西 ス ク ル 対 応	12:08	14:59	16:16		7 津賀駐在所前		7:29 大	9:04	11:29	15:04	19:42	
7:51 同 西 ス ク ル 対 応	12:10	15:01	16:18		8 岡津賀		7:27 同	9:02	11:27	15:02	19:40	
7:51 同 西 ス ク ル 対 応	12:10	15:01	16:18		9 掛崎		7:27 同	9:02	11:27	15:02	19:40	
7:52 同 西 ス ク ル 対 応	12:11	15:02	16:19		10 大同局下		7:26 同	9:01	11:26	15:01	19:39	
7:53 同 西 ス ク ル 対 応	12:12	15:03	16:20		11 椎木		7:25 同	9:00	11:25	15:00	19:38	
7:54 同 西 ス ク ル 対 応	12:13	15:04	16:21		12 居合中央		8:59 同	8:59	11:24	14:59	19:37	
7:55 同 西 ス ク ル 対 応	12:14	15:05	16:22		13 居合		8:58 同	8:58	11:23	14:58	19:36	
7:56 同 西 ス ク ル 対 応	12:15	15:06	16:23		14 はまなす幼稚園		8:57 同	8:57	11:22	14:57	19:35	
7:56 同 西 ス ク ル 対 応	12:15	15:06	16:23		15 奈良毛		8:57 同	8:57	11:22	14:57	19:35	
7:57 同 西 ス ク ル 対 応	12:16	15:07	16:24		16 林入口		8:56 同	8:56	11:21	14:56	19:34	
***	***	***	***	~			***	***	***	***	***	***
8:02	12:21	15:12	16:27		17 鹿島ハイツ		8:53 同	11:18	14:53			19:31
***	***	***	***	~			***	***	***	***	***	***
8:05	12:24	15:15	16:30		18 沼尾		8:48 同	11:13	14:48			19:28
8:06	12:25	15:16	16:31		19 須賀		8:47 同	11:12	14:47			19:27
8:07	12:26	15:17	16:32		20 豊郷小学校前		8:46 同	11:11	14:46			19:26
8:08	12:27	15:18	16:33		21 净水場入口		8:45 同	11:10	14:45			19:25
8:10	12:29	15:20	16:35		22 宮中野南		8:43 同	11:08	14:43			19:23
8:14	12:33	15:24	16:37		23 小山記念病院		8:41 同	11:06	14:41			19:21
8:19	12:38	15:29	16:43		24 鹿島神宮駅		8:36 同	11:01	14:36			19:16
8:21	12:40	15:31	16:45		25 鹿島高校東		8:34 同	10:59	14:34			19:14
8:23	12:42	15:33	16:47		26 井上眼科前		8:32 同	10:57	14:32			19:12
8:24	12:43	15:34	16:48		27 島崎クリニック前		8:31 同	10:56	14:31			19:11
8:25	12:44	15:35	16:49		28 中央薬局前		8:30 同	10:55	14:30			19:10
8:29	12:48	15:39	16:54		29 チェリオ・イオン		8:26 同	10:51	14:26			19:06
8:35	12:53	15:45	17:00		30 勤労文化会館前		8:20 同	10:45	14:20			19:00
8:37	12:56	15:47	17:03		31 市役所前		8:18 同	10:43	14:18			18:58
8:39	12:58	15:49	17:05		32 鉢形台		8:16 同	10:41	14:16			18:56
8:40	12:59	15:50	17:06		33 鉢形		8:15 同	10:40	14:15			18:55
8:41	13:00	15:51	17:07		34 総合福祉センター前		8:14 同	10:39	14:14			18:54
8:43	13:02	15:53	17:09		35 鹿島病院		8:11 同	10:36	14:11			18:51
8:46	13:05	15:56	17:12		36 港ヶ丘		8:08 同	10:33	14:08			18:48
8:48	13:07	15:58	17:14		37 第二高天原住宅		8:06 同	10:31	14:06			18:46
8:50	13:09	16:00	17:16		38 栗生団地		8:04 同	10:29	14:04			18:44
8:52	13:11	16:02	17:18		39 旭ヶ丘		8:02 同	10:27	14:02			18:42
8:54	13:13	16:04	17:20		40 平井郵便局前		8:00 同	10:25	14:00			18:40
8:57	13:16	16:07	17:23		41 市営団地前		7:57 同	10:22	13:57			18:37
8:59	13:18	16:09	17:25		42 小宮作		7:55 同	10:20	13:55			18:35
***	***	***	***	~			***	***	***	***	***	***
9:01	13:20	16:11	17:26		43 明石入口		7:54 同	10:19	13:54			18:34
9:04	13:23	16:14	17:29		44 フーズマーケットさえき		7:51 同	10:16	13:51			18:31
9:05	13:24	16:15	17:30		45 ト伝の郷運動公園入口		7:52 同	10:17	13:52			18:32
9:08	13:27	16:18	17:33		46 明石		7:47 同	10:12	13:47			18:27
9:09	13:28	16:19	17:34		47 清水		7:46 同	10:11	13:46			18:26
9:11	13:30	16:21	17:36		48 小山		7:44 同	10:09	13:44			18:24
9:12	13:31	16:22	17:37		49 荒野		7:43 同	10:08	13:43			18:23
9:13	13:32	16:23	17:38		50 埴田		7:41 同	10:06	13:41			18:22
9:15	13:34	16:25	17:40		51 はまなす公園下		7:40 同	10:05	13:40			18:20
9:16	13:35	16:26	17:41		52 新洞		7:39 同	10:04	13:39			18:19
9:17	13:36	16:27	17:42		53 青塚		7:38 同	10:03	13:38			18:18
9:18	13:37	16:28	17:43		54 国道荒井		7:37 同	10:02	13:37			18:17
9:19	13:38	16:29	17:44		55 国道浜津賀		7:36 同	10:01	13:36			18:16
9:20	13:39	16:30	17:45		56 武井釜		7:35 同	10:00	13:35			18:15
9:21	13:40	16:31	17:46		57 小志崎		7:34 同	9:59	13:34			18:14
9:22	13:41	16:32	17:47		58 大志崎		7:33 同	9:58				

【 第 1 路 線 】 中 央 線

資料4

■鹿島(高松緑地公園)行き

■大野(鹿島灘駅)行き

A1便目	B2便目	A3便目	A5便目	C6便目	進行方向	停留所	進行方向	A2便目	B3便目	A4便目	A6便目	C7便目
7:05	9:35	10:35	14:45	16:50		1 鹿島灘駅		↑	10:15	12:45	14:25	17:55 20:00
7:06	9:36	10:36	14:46	16:51		2 大小志崎		↑	10:13	12:43	14:23	17:53 19:58
7:06	9:36	10:36	14:46	16:51		3 共栄		↑	10:13	12:43	14:23	17:53 19:58
7:07	9:37	10:37	14:47	16:52		4 県道浜津賀		↑	10:12	12:42	14:22	17:52 19:57
7:08	9:38	10:38	14:48	16:53		5 県道荒井		↑	10:11	12:41	14:21	17:51 19:56
7:10	9:40	10:40	14:50	16:55		6 松倉中央クリニック前		↓	10:05	12:35	14:15	17:45 19:50
7:12	9:42	10:42	14:52	16:57		7 又カガストアー		↓	10:07	12:37	14:17	17:47 19:52
7:13	9:43	10:43	14:53	16:58		8 大野出張所前		↓	10:09	12:39	14:19	17:49 19:54
7:15	9:45	10:45	14:55	17:00		9 大野駅入口		↑	10:04	12:34	14:14	17:44 19:49
7:16	9:46	10:46	14:56	17:01		10 和		↑	10:03	12:33	14:13	17:43 19:48
7:16	9:46	10:46	14:56	17:01		11 天朝井戸		↑	10:03	12:33	14:13	17:43 19:48
7:17	9:47	10:47	14:57	17:02		12 大野診療所前		↑	10:02	12:32	14:12	17:42 19:47
7:18	9:48	10:48	14:58	17:03		13 県道角折北		↑	10:01	12:31	14:11	17:41 19:46
7:19	9:49	10:49	14:59	17:04		14 はまなす駅入口		↑	10:00	12:30	14:10	17:40 19:45
7:20	9:50	10:50	15:00	17:05		15 浅間塚		↑	9:59	12:29	14:09	17:39 19:44
7:21	9:51	10:51	15:01	17:06		16 産業技術学院前		↑	9:58	12:28	14:08	17:38 19:43
7:23	9:53	10:53	15:03	17:08		17 荒野台		↑	9:56	12:26	14:06	17:36 19:41
7:24	9:54	10:54	15:04	17:09		18 小山駐在所前		↑	9:55	12:25	14:05	17:35 19:40
7:26	9:56	10:56	15:06	17:11		19 県道小山		↑	9:53	12:23	14:03	17:33 19:38
7:26	9:56	10:56	15:06	17:11		20 田谷		↑	9:53	12:23	14:03	17:33 19:38
7:27	9:57	10:57	15:07	17:12		21 スタジアム駅入口		↑	9:52	12:22	14:02	17:32 19:37
7:28	9:58	10:58	15:08	17:13		22 ウェルポート前		↑	9:51	12:21	14:01	17:31 19:36
7:30	10:00	11:00	15:10	17:15		23 フースマーケットさえき		↑	9:49	12:19	13:59	17:29 19:34
7:35	10:05	11:05	15:15	17:20		24 宮津台ふれあい公園前		↑	9:44	12:14	13:54	17:24 19:29
7:36	10:06	11:06	15:16	17:21		25 ウエルシア鹿島宮津台店前		↑	9:43	12:13	13:53	17:23 19:28
7:40	10:10	11:10	15:20	17:25		26 図書館入口		↑	9:39	12:09	13:49	17:19 19:24
7:42	10:12	11:12	15:22	17:27		27 市民センター前		↑	9:37	12:07	13:47	17:17 19:22
7:42	10:12	11:12	15:22	17:27		28 廉台		↑	9:37	12:07	13:47	17:17 19:22
7:44	10:14	11:14	15:24	17:29		29 小山記念病院		↑	9:35	12:05	13:45	17:15 19:20
7:49	10:19	11:19	15:29	17:34		30 鹿島神宮駅		↑	9:30	12:00	13:40	17:10 19:15
7:52	10:22	11:22	15:32	17:37		31 鹿島神宮入口		↑	9:27	11:57	13:37	17:07 19:12
7:52	10:22	11:22	15:32	17:37		32 角内		↑	9:27	11:57	13:37	17:07 19:12
7:53	10:23	11:23	15:33	17:38		33 宮中交番前		↑	9:26	11:56	13:36	17:06 19:11
7:54	10:24	11:24	15:34	17:39		34 島崎クリニック前		↑	9:25	11:55	13:35	17:05 19:10
7:55	10:25	11:25	15:35	17:40		35 ビッグハウス前		↑	9:24	11:54	13:34	17:04 19:09
7:58	10:28	11:28	15:38	17:43		36 鹿島神宮前病院		↑	9:21	11:51	13:31	17:01 19:06
7:59	10:29	11:29	15:39	17:44		37 前田病院入口		↑	9:20	11:50	13:30	17:00 19:05
8:00	10:30	11:30	15:40	17:45		38 東山		↑	9:19	11:49	13:29	16:59 19:04
8:03	10:33	11:33	15:43	17:48		39 チェリオ・イオン		↑	9:16	11:46	13:26	16:56 19:01
8:11	10:41	11:41	15:51	17:56		40 勤労文化会館前		↑	9:08	11:38	13:18	16:48 18:53
8:13	10:43	11:43	15:53	17:58		41 市役所前		↑	9:06	11:36	13:16	16:46 18:51
8:14	10:44	11:44	15:54	17:59		42 鉢形入口		↑	9:05	11:35	13:15	16:45 18:50
8:17	10:47	11:47	15:57	18:02		43 ニュータウン入口		↑	9:02	11:32	13:12	16:42 18:47
8:20	10:50	11:50	16:00	18:05		44 平井海岸入口		↑	8:59	11:29	13:09	16:39 18:44
8:22	10:52	11:52	16:02	18:07		45 鹿島病院		↑	8:57	11:27	13:07	16:37 18:42
8:24	10:54	11:54	16:04	18:09		46 宇宙通信センター前		↑	8:55	11:25	13:05	16:35 18:40
8:27	10:57	11:57	16:07	18:12		47 平井浜		↑	8:52	11:22	13:02	16:32 18:37
8:28	10:58	11:58	16:08	18:13		48 クラブハウス前		↑	8:51	11:21	13:01	16:31 18:36
8:30	11:00	12:00	16:10	18:15		49 高松緑地公園		↑	8:50	11:20	13:00	16:30 18:35

## 【旧】鹿嶋コミュニティバス時刻表（スクールバス用）

平成30年4月2日改正

## 湖岸海岸線

資料4

■ 湖岸回り（湖岸→海岸）					■ 海岸回り（海岸→湖岸）						
停留所	C2便目	C4便目	C5便目	B6便目	停留所	C1便目	B1便目	C3便目	B4便目	B5便目	B7便目
1 鹿島灘駅		11:45	14:45	16:05	1 鹿島灘駅		7:30	9:40	13:30		18:10
{	***	***	***	***	{		* < * 同大朝 同東スクール対応	***	***		***
2 志崎	7:43	朝大	11:53	14:53	16:12	58 大志崎	7:33	9:43	13:33		18:13
3 武井	7:44	同西スクール対応	11:54	14:54	16:13	57 小志崎	7:34	9:44	13:34		18:14
4 東武井	7:45	タ万大	11:55	14:55	16:14	56 武井釜	7:35	9:45	13:35		18:15
5 西額賀	7:46	タ万大	11:56	14:56	16:14	55 国道浜津賀	7:36	9:46	13:36		18:16
6 津賀城址公園	7:48	タ万大	11:58	14:58	16:15	54 国道荒井	7:37	9:47	13:37		18:17
7 津賀駐在所前	7:49	タ万大	11:59	14:59	16:16	53 青塚	7:38	9:48	13:38		18:18
8 岡津賀	7:51	同西スクール対応	12:01	15:01	16:18	52 新洞	7:39	9:49	13:39		18:19
9 掛崎	7:51	タ万大	12:01	15:01	16:18	51 はまなす公園下	7:40	9:50	13:40		18:20
10 大同局下	7:52	タ万大	12:02	15:02	16:19	50 堀田	7:42	9:52	13:42		18:22
11 椎木	7:53	タ万大	12:03	15:03	16:20	49 荒野	7:43	9:53	13:43		18:23
12 居合中央	7:54	タ万大	12:04	15:04	16:21	48 小山	7:44	9:54	13:44		18:24
13 居合	7:55	タ万大	12:05	15:05	16:22	47 清水	7:46	9:56	13:46		18:26
14 はまなす幼稚園	7:56	タ万大	12:06	15:06	16:23	46 明石	7:47	9:57	13:47		18:27
15 奈良毛	7:56	タ万大	12:06	15:06	16:23	44 マルヘイストア	7:51	10:01	13:51		18:31
16 林入口	7:57	タ万大	12:07	15:07	16:24	45 ト伝の郷運動公園入口	7:52	10:02	13:52		18:32
{	***	***	***	***	***	43 明石入口	7:54	10:04	13:54		18:34
17 鹿島ハイツ	8:00	タ万大	12:10	15:10	16:27	{	***	***	***		***
{	***	***	***	***	***	42 小宮作	7:55	10:05	13:55		18:35
18 沼尾	8:03	タ万大	12:13	15:13	16:30	41 市営団地前	7:57	10:07	13:57		18:37
19 須賀	8:04	タ万大	12:14	15:14	16:31	40 平井郵便局前	8:00	10:10	14:00		18:40
20 豊郷小学校前	8:05	タ万大	12:15	15:15	16:32	39 旭ヶ丘	8:02	10:12	14:02		18:42
21 净水場入口	8:06	タ万大	12:16	15:16	16:33	38 粟生団地	8:04	10:14	14:04		18:44
22 宮中野南	8:08	タ万大	12:18	15:18	16:35	37 第二高天原住宅	8:06	10:16	14:06		18:46
23 小山記念病院	8:10	タ万大	12:20	15:20	16:37	36 港ヶ丘	8:08	10:18	14:08		18:48
24 鹿島神宮駅	8:15	タ万大	12:25	15:25	16:43	35 鹿島病院	8:11	10:21	14:11		18:51
25 鹿島高校東	8:17	タ万大	12:27	15:27	16:45	34 福祉センター前	8:14	10:24	14:14		18:54
26 井上眼科前	8:19	タ万大	12:29	15:29	16:47	33 鉢形	8:15	10:25	14:15		18:55
27 島崎外科前	8:20	タ万大	12:30	15:30	16:48	32 鉢形台	8:16	10:26	14:16		18:56
28 中央薬局前	8:21	タ万大	12:31	15:31	16:49	31 市役所前	8:18	10:28	14:18		18:58
29 チェリオ・イオン	8:25	タ万大	12:35	15:35	16:54	30 勤労文化会館前	8:20	10:30	14:20		19:00
30 勤労文化会館前	8:31	タ万大	12:41	15:41	17:00	29 チェリオ・イオン	8:26	10:36	14:26		19:06
31 市役所前	8:33	タ万大	12:43	15:43	17:03	28 中央薬局前	8:30	10:40	14:30		19:10
32 鉢形台	8:35	タ万大	12:45	15:45	17:05	27 島崎外科前	8:31	10:41	14:31		19:11
33 鉢形	8:36	タ万大	12:46	15:46	17:06	26 井上眼科前	8:32	10:42	14:32		19:12
34 福祉センター前	8:37	タ万大	12:47	15:47	17:07	25 鹿島高校東	8:34	10:44	14:34		19:14
35 鹿島病院	8:39	タ万大	12:49	15:49	17:09	24 鹿島神宮駅	8:36	10:46	14:36		19:16
36 港ヶ丘	8:42	タ万大	12:52	15:52	17:12	23 小山記念病院	8:41	10:51	14:41		19:21
37 第二高天原住宅	8:44	タ万大	12:54	15:54	17:14	22 宮中野南	8:43	10:53	14:43		19:23
38 粟生団地	8:46	タ万大	12:56	15:56	17:16	21 净水場入口	8:45	10:55	14:45		19:25
39 旭ヶ丘	8:48	タ万大	12:58	15:58	17:18	20 豊郷小学校前	8:46	10:56	14:46		19:26
40 平井郵便局前	8:50	タ万大	13:00	16:00	17:20	19 須賀	8:47	10:57	14:47		19:27
41 市営団地前	8:53	タ万大	13:03	16:03	17:23	18 沼尾	8:48	10:58	14:48		19:28
42 小宮作	8:55	タ万大	13:05	16:05	17:25	{	***	***	***		***
{	***	***	***	***	***	17 鹿島ハイツ	8:51	11:01	14:51		19:31
43 明石入口	8:56	タ万大	13:06	16:06	17:26	{	***	***	***		***
44 マルヘイストア	8:59	タ万大	13:09	16:09	17:29	16 林入口	8:54	11:04	14:54		19:34
45 ト伝の郷運動公園入口	9:00	タ万大	13:10	16:10	17:30	15 奈良毛	8:55	11:05	14:55		19:35
46 明石	9:03	タ万大	13:13	16:13	17:33	14 はまなす幼稚園	8:55	11:05	14:55		19:35
47 清水	9:04	タ万大	13:14	16:14	17:34	13 居合	8:56	11:06	14:56		19:36
48 小山	9:06	タ万大	13:16	16:16	17:36	12 居合中央	8:57	11:07	14:57		19:37
49 荒野	9:07	タ万大	13:17	16:17	17:37	11 椎木	7:30	朝大	8:58		19:38
50 堀田	9:08	タ万大	13:18	16:18	17:38	10 大同局下	7:31	同西スクール対応	8:59		19:39
51 はまなす公園下	9:10	タ万大	13:20	16:20	17:40	9 掛崎	7:32	9:00	11:10		19:40
52 新洞	9:11	タ万大	13:21	16:21	17:41	8 岡津賀	7:32	9:00	11:10		19:40
53 青塚	9:12	タ万大	13:22	16:22	17:42	7 津賀駐在所前	7:34	9:02	11:12		19:42
54 国道荒井	9:13	タ万大	13:23	16:23	17:43	6 津賀城址公園	7:35	9:02	11:12		19:42
55 国道浜津賀	9:14	タ万大	13:24	16:24	17:44	5 西額賀	9:03	11:13	15:03		19:43
56 武井釜	9:15	タ万大	13:25	16:25	17:45	4 東武井	9:04	11:14	15:04		19:44
57 小志崎	9:16	タ万大	13:26	16:26	17:46	3 武井	9:05	11:15	15:05		19:45
58 大志崎	9:										

## 【 第 2 路 線 】

## 湖 岸 海 岸 線

資料 4

## ■ 湖岸回り（湖岸→海岸）

C2便目	C4便目	C5便目	B6便目	進行方向	停留所	進行方向	C1便目	B1便目	C3便目	B4便目	B5便目	B7便目
	11:45	14:45	16:05		1 鹿島灘駅	↑	9:15	11:25	15:15			19:55
***	***	***	***	~			***	***	***	タ 方 大 同 西 ス ク ー ル 対 応	タ 方 大 同 西 ス ク ー ル 対 応	***
7:43	11:53	14:53	16:12		2 志崎		9:06	11:16	15:06	15:54	19:46	
7:44	11:54	14:54	16:13		3 武井		9:05	11:15	15:05	15:53	19:45	
7:45	11:55	14:55	16:14		4 東武井		9:04	11:14	15:04	15:52	19:44	
7:46	11:56	14:56	16:14		5 西額賀		9:03	11:13	15:03	15:51	19:43	
7:48	11:58	14:58	16:15		6 津賀城址公園	↑	7:35	朝 大 同 西 ス ク ー ル 対 応	9:02	11:12	15:02	15:50
7:49	11:59	14:59	16:16		7 津賀駐在所前		7:34	9:02	11:12	15:02	19:42	
7:51	12:01	15:01	16:18		8 岡津賀		7:32	9:00	11:10	15:00	19:40	
7:51	12:01	15:01	16:18		9 掛崎		7:32	9:00	11:10	15:00	19:40	
7:52	12:02	15:02	16:19		10 大同局下		7:31	8:59	11:09	14:59	19:39	
7:53	12:03	15:03	16:20		11 椎木		7:30	8:58	11:08	14:58	19:38	
7:54	12:04	15:04	16:21		12 居合中央		8:57	11:07	14:57		19:37	
7:55	12:05	15:05	16:22		13 居合		8:56	11:06	14:56		19:36	
7:56	12:06	15:06	16:23		14 はまなす幼稚園		8:55	11:05	14:55		19:35	
7:56	12:06	15:06	16:23		15 奈良毛		8:55	11:05	14:55		19:35	
7:57	12:07	15:07	16:24		16 林入口		8:54	11:04	14:54		19:34	
***	***	***	***	~			***	***	***		***	
8:00	12:10	15:10	16:27		17 鹿島ハイツ		8:51	11:01	14:51		19:31	
***	***	***	***	~			***	***	***		***	
8:03	12:13	15:13	16:30		18 沼尾		8:48	10:58	14:48		19:28	
8:04	12:14	15:14	16:31		19 須賀		8:47	10:57	14:47		19:27	
8:05	12:15	15:15	16:32		20 豊郷小学校前		8:46	10:56	14:46		19:26	
8:06	12:16	15:16	16:33		21 净水場入口		8:45	10:55	14:45		19:25	
8:08	12:18	15:18	16:35		22 宮中野南		8:43	10:53	14:43		19:23	
8:10	12:20	15:20	16:37		23 小山記念病院		8:41	10:51	14:41		19:21	
8:15	12:25	15:25	16:43		24 鹿島神宮駅		8:36	10:46	14:36		19:16	
8:17	12:27	15:27	16:45		25 鹿島高校東		8:34	10:44	14:34		19:14	
8:19	12:29	15:29	16:47		26 井上眼科前		8:32	10:42	14:32		19:12	
8:20	12:30	15:30	16:48		27 島崎外科前		8:31	10:41	14:31		19:11	
8:21	12:31	15:31	16:49		28 中央薬局前		8:30	10:40	14:30		19:10	
8:25	12:35	15:35	16:54		29 チェリオ・イオン		8:26	10:36	14:26		19:06	
8:31	12:41	15:41	17:00		30 勤労文化会館前		8:20	10:30	14:20		19:00	
8:33	12:43	15:43	17:03		31 市役所前		8:18	10:28	14:18		18:58	
8:35	12:45	15:45	17:05		32 鉢形台		8:16	10:26	14:16		18:56	
8:36	12:46	15:46	17:06		33 鉢形		8:15	10:25	14:15		18:55	
8:37	12:47	15:47	17:07		34 総合福祉センター前		8:14	10:24	14:14		18:54	
8:39	12:49	15:49	17:09		35 鹿島病院		8:11	10:21	14:11		18:51	
8:42	12:52	15:52	17:12		36 港ヶ丘		8:08	10:18	14:08		18:48	
8:44	12:54	15:54	17:14		37 第二高天原住宅		8:06	10:16	14:06		18:46	
8:46	12:56	15:56	17:16		38 栗生団地		8:04	10:14	14:04		18:44	
8:48	12:58	15:58	17:18		39 旭ヶ丘		8:02	10:12	14:02		18:42	
8:50	13:00	16:00	17:20		40 平井郵便局前		8:00	10:10	14:00		18:40	
8:53	13:03	16:03	17:23		41 市営団地前		7:57	10:07	13:57		18:37	
8:55	13:05	16:05	17:25		42 小宮作		7:55	10:05	13:55		18:35	
***	***	***	***	~			***	***	***		***	
8:56	13:06	16:06	17:26		43 明石入口		7:54	10:04	13:54		18:34	
8:59	13:09	16:09	17:29		44 マルヘイストア	↓	7:51	10:01	13:51		18:31	
9:00	13:10	16:10	17:30		45 ト伝の郷運動公園入口	↓	7:52	10:02	13:52		18:32	
9:03	13:13	16:13	17:33		46 明石	↑	7:47	9:57	13:47		18:27	
9:04	13:14	16:14	17:34		47 清水		7:46	9:56	13:46		18:26	
9:06	13:16	16:16	17:36		48 小山		7:44	9:54	13:44		18:24	
9:07	13:17	16:17	17:37		49 荒野		7:43	9:53	13:43		18:23	
9:08	13:18	16:18	17:38		50 埴田		7:42	9:52	13:42		18:22	
9:10	13:20	16:20	17:40		51 はまなす公園下		7:40	9:50	13:40		18:20	
9:11	13:21	16:21	17:41		52 新洞		7:39	9:49	13:39		18:19	
9:12	13:22	16:22	17:42		53 青塚		7:38	9:48	13:38		18:18	
9:13	13:23	16:23	17:43		54 国道荒井		7:37	朝 大 同 東 ス ク ー ル 対 応	9:47	13:37	18:17	
9:14	13:24	16:24	17:44		55 国道浜津賀		7:36	9:46	13:36		18:16	
9:15	13:25	16:25	17:45		56 武井釜		7:35	9:45	13:35		18:15	
9:16	13:26	16:26	17:46		57 小志崎		7:34	9:44	13:34		18:14	
9:17	13:27	16:27	17:47		58 大志崎		7:33	9:43	13:33		18:13	
***	***	***	***	~			***	***	***		***	
9:20	13:30	16:30	17:50	↓	1 鹿島灘駅		7:30	9:40	13:30		18:10	

**【 第 1 路 線 】 中 央 線**

資料 4

■鹿島(高松緑地公園)行き

■大野(鹿島灘駅)行き

A1便目	B2便目	A3便目	A5便目	C6便目	進行方向	停留所	進行方向	A2便目	B3便目	A4便目	A6便目	C7便目
7:05	9:35	10:35	14:45	16:50		1 鹿島灘駅		↑	10:15	12:45	14:25	17:55 20:00
7:06	9:36	10:36	14:46	16:51		2 大小志崎		↑	10:13	12:43	14:23	17:53 19:58
7:06	9:36	10:36	14:46	16:51		3 共栄		↑	10:13	12:43	14:23	17:53 19:58
7:07	9:37	10:37	14:47	16:52		4 県道浜津賀		↑	10:12	12:42	14:22	17:52 19:57
7:08	9:38	10:38	14:48	16:53		5 県道荒井		↑	10:11	12:41	14:21	17:51 19:56
7:10	9:40	10:40	14:50	16:55		6 松倉中央クリニック前		↓	10:05	12:35	14:15	17:45 19:50
7:12	9:42	10:42	14:52	16:57		7 叉カガストアー		↓	10:07	12:37	14:17	17:47 19:52
7:13	9:43	10:43	14:53	16:58		8 大野出張所前		↓	10:09	12:39	14:19	17:49 19:54
7:15	9:45	10:45	14:55	17:00		9 大野駅入口		↑	10:04	12:34	14:14	17:44 19:49
7:16	9:46	10:46	14:56	17:01		10 和			10:03	12:33	14:13	17:43 19:48
7:16	9:46	10:46	14:56	17:01		11 天朝井戸			10:03	12:33	14:13	17:43 19:48
7:17	9:47	10:47	14:57	17:02		12 大野診療所前			10:02	12:32	14:12	17:42 19:47
7:18	9:48	10:48	14:58	17:03		13 県道角折北			10:01	12:31	14:11	17:41 19:46
7:19	9:49	10:49	14:59	17:04		14 はまなす駅入口			10:00	12:30	14:10	17:40 19:45
7:20	9:50	10:50	15:00	17:05		15 浅間塚			9:59	12:29	14:09	17:39 19:44
7:21	9:51	10:51	15:01	17:06		16 産業技術学院前			9:58	12:28	14:08	17:38 19:43
7:23	9:53	10:53	15:03	17:08		17 荒野台			9:56	12:26	14:06	17:36 19:41
7:24	9:54	10:54	15:04	17:09		18 小山駐在所前			9:55	12:25	14:05	17:35 19:40
7:26	9:56	10:56	15:06	17:11		19 県道小山			9:53	12:23	14:03	17:33 19:38
7:26	9:56	10:56	15:06	17:11		20 田谷			9:53	12:23	14:03	17:33 19:38
7:27	9:57	10:57	15:07	17:12		21 スタジアム駅入口			9:52	12:22	14:02	17:32 19:37
7:28	9:58	10:58	15:08	17:13		22 ウェルポート前			9:51	12:21	14:01	17:31 19:36
7:30	10:00	11:00	15:10	17:15		23 マルヘイストア			9:49	12:19	13:59	17:29 19:34
7:35	10:05	11:05	15:15	17:20		24 宮津台ふれあい公園前			9:44	12:14	13:54	17:24 19:29
7:36	10:06	11:06	15:16	17:21		25 ウエルシア鹿嶋宮津台店前			9:43	12:13	13:53	17:23 19:28
7:40	10:10	11:10	15:20	17:25		26 図書館入口			9:39	12:09	13:49	17:19 19:24
7:42	10:12	11:12	15:22	17:27		27 市民センター前			9:37	12:07	13:47	17:17 19:22
7:42	10:12	11:12	15:22	17:27		28 廉台			9:37	12:07	13:47	17:17 19:22
7:44	10:14	11:14	15:24	17:29		29 小山記念病院			9:35	12:05	13:45	17:15 19:20
7:49	10:19	11:19	15:29	17:34		30 鹿島神宮駅			9:30	12:00	13:40	17:10 19:15
7:52	10:22	11:22	15:32	17:37		31 鹿島神宮入口			9:27	11:57	13:37	17:07 19:12
7:52	10:22	11:22	15:32	17:37		32 角内			9:27	11:57	13:37	17:07 19:12
7:53	10:23	11:23	15:33	17:38		33 宮中交番前			9:26	11:56	13:36	17:06 19:11
7:54	10:24	11:24	15:34	17:39		34 島崎外科前			9:25	11:55	13:35	17:05 19:10
7:55	10:25	11:25	15:35	17:40		35 ビッグハウス前			9:24	11:54	13:34	17:04 19:09
7:58	10:28	11:28	15:38	17:43		36 鹿島神宮前病院			9:21	11:51	13:31	17:01 19:06
7:59	10:29	11:29	15:39	17:44		37 前田病院入口			9:20	11:50	13:30	17:00 19:05
8:00	10:30	11:30	15:40	17:45		38 東山			9:19	11:49	13:29	16:59 19:04
8:03	10:33	11:33	15:43	17:48		39 チェリオ・イオン			9:16	11:46	13:26	16:56 19:01
8:11	10:41	11:41	15:51	17:56		40 勤労文化会館前			9:08	11:38	13:18	16:48 18:53
8:13	10:43	11:43	15:53	17:58		41 市役所前			9:06	11:36	13:16	16:46 18:51
8:14	10:44	11:44	15:54	17:59		42 鉢形入口			9:05	11:35	13:15	16:45 18:50
8:17	10:47	11:47	15:57	18:02		43 ニュータウン入口			9:02	11:32	13:12	16:42 18:47
8:20	10:50	11:50	16:00	18:05		44 平井海岸入口			8:59	11:29	13:09	16:39 18:44
8:22	10:52	11:52	16:02	18:07		45 鹿島病院			8:57	11:27	13:07	16:37 18:42
8:24	10:54	11:54	16:04	18:09		46 宇宙通信センター前			8:55	11:25	13:05	16:35 18:40
8:27	10:57	11:57	16:07	18:12		47 平井浜			8:52	11:22	13:02	16:32 18:37
8:28	10:58	11:58	16:08	18:13		48 クラブハウス前			8:51	11:21	13:01	16:31 18:36
8:30	11:00	12:00	16:10	18:15		49 高松緑地公園			8:50	11:20	13:00	16:30 18:35

資料 4

(参考) 改正後の運転時間及び休憩時間

・運行ルート 1

路線	便	発	着	運転時間	休憩時間
出庫		7:10	～	7:25	0h15m
① 大同西小学校スクール対応	C 1 便目	7:25	～	7:43	0h18m
② 湖岸海岸線（湖岸回り）第1便	C 2 便目	7:43	～	9:25	1h42m
					0h30m
③ 湖岸海岸線（海岸回り）第2便	C 3 便目	9:55	～	11:44	1h49m
					0h10m
④ 湖岸海岸線（湖岸回り）第2便	C 4 便目	11:54	～	13:44	1h50m
					1h01m
⑤ 湖岸海岸線（湖岸回り）第3便	C 5 便目	14:45	～	16:35	1h50m
帰庫		16:35	～	16:40	0h05m
				7h49m	1h41m

・運行ルート 2

ルート		発	着	運転時間	休憩時間
出庫		7:20	～	7:30	0h10m
① 湖岸海岸線（海岸回り）第1便	B 1 便目	7:30	～	9:19	1h49m
					0h16m
② 中央線（緑地行き）第2便	B 2 便目	9:35	～	11:00	1h25m
					0h20m
③ 中央線（灘駅行き）第2便	B 3 便目	11:20	～	12:45	1h25m
					0h45m
④ 湖岸海岸線（海岸回り）第3便	B 4 便目	13:30	～	15:19	1h49m
回送		15:19	～	15:50	0h31m
⑤ 大同西小学校スクール対応	B 5 便目	15:50	～	15:54	0h04m
回送		15:54	～	16:15	0h21m
⑥ 大同西小学校スクール対応	B 6 便目	16:15	～	16:20	0h05m
帰庫		16:20	～	16:30	0h10m
				7h49m	1h21m

・運行ルート 3

ルート		発	着	運転時間	休憩時間
出庫		6:55	～	7:05	0h10m
① 中央線（緑地行き）第1便	A 1 便目	7:05	～	8:30	1h25m
					0h20m
② 中央線（灘駅行き）第1便	A 2 便目	8:50	～	10:15	1h25m
					0h20m
③ 中央線（緑地行き）第3便	A 3 便目	10:35	～	12:00	1h25m
					1h00m
④ 中央線（灘駅行き）第3便	A 4 便目	13:00	～	14:25	1h25m
					0h20m
⑤ 中央線（緑地行き）第4便	A 5 便目	14:45	～	16:10	1h25m
					0h20m
⑥ 中央線（灘駅行き）第4便	A 6 便目	16:30	～	17:55	1h25m
帰庫		17:55	～	18:00	0h05m
				8h45m	2h20m

## 5 鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則の一部改正について(報告)

本規則は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に規定する協議会（以下、「協議会」という。）及び「道路運送法施行規則」施行規則第4条の2に規定する地域公共交通会議（以下、「公共交通会議」という。）の2つの会議体について、当活性化協議会に兼ねて設置したものでございますが、当活性化協議会の委員の規定は、協議会の構成員の要件を満たしているものの、公共交通会議の構成員の要件を一部満たしておりませんでしたので、必要となる委員の追加等を行うものです。

### 記

改正する前の条文	改正後の条文
<p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係運輸支局長又はその指名する職員</li> <li>(2) 茨城県公共交通担当職員</li> <li>(3) 一般旅客自動車運送事業者<u>の代表及び運転者が組織する団体</u></li> </ul> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 道路管理者</li> <li>(5) 関係警察署員</li> <li>(6) 地域住民を代表する者</li> <li>(7) 商工観光推進に携わる者</li> <li>(8) 地域福祉推進に携わる者</li> <li>(9) 学識経験を有する者</li> <li>(10) 鹿嶋市公共交通担当副市長</li> <li>(11) その他市長が必要と認める者</li> </ul> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係運輸支局長又はその指名する職員</li> <li>(2) 茨城県公共交通担当職員</li> <li>(3) 一般旅客自動車運送事業者<u>及びその組織する団体</u></li> <li>(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車<u>の運転者が組織する団体</u></li> <li>(5) 道路管理者</li> <li>(6) 関係警察署員</li> <li>(7) 地域住民を代表する者</li> <li>(8) 商工観光推進に携わる者</li> <li>(9) 地域福祉推進に携わる者</li> <li>(10) 学識経験を有する者</li> <li>(11) 鹿嶋市公共交通担当副市長</li> <li>(12) その他市長が必要と認める者</li> </ul> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

## ○鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則

平成 28 年 4 月 15 日

規則第 18 号

## (設置)

第1条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域の需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、同時に、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(令 4 規則 13・令 6 規則 14・一部改正)

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1 鹿嶋市役所内に置く。

## (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (3) 計画の作成及び変更に関すること。
- (4) 計画の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(令 6 規則 14・一部改正)

## (組織)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係運輸支局長又はその指名する職員
- (2) 茨城県公共交通担当職員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 道路管理者
- (6) 関係警察署員
- (7) 地域住民を代表する者
- (8) 商工観光推進に携わる者
- (9) 地域福祉推進に携わる者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 鹿嶋市公共交通担当副市長
- (12) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(令7規則20・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 第3条第1号に掲げる事項のうち、乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項の協議は、法第9条第4項各号に規定する構成員をもって分科会として運賃協議会を設置し、行うものとする。

(令6規則14・一部改正)

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、公共交通担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は公共交通担当課長、事務局員は公共交通担当課の職員をもって充てる。

(協議会長の印)

第11条 鹿嶋市地域公共交通活性化協議会長の印は、別表のとおりとする。

- 2 前項の取扱いについては、鹿嶋市の公印に関する規則（平成7年規則第13号）の例による。

(平30規則33・追加)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(平30規則33・旧第11条繰下)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(鹿嶋市地域公共交通会議設置規則の廃止)
- 2 鹿嶋市地域公共交通会議設置規則（平成19年規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成30年11月28日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月17日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月15日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条第3項の規定に関わらず、委嘱され、又は任命された日から令和8年3月31日までとする。

## 別表（第11条関係）

（平30規則33・追加）

種類	ひな形	寸法	用途	保管者	個数
鹿嶋市地域公共交通活性化協議会長印	 協議會長之印 共 交通 活 性 化 鹿嶋市地域公	方21mm	会長名をもって発する文書	事務局長	1